

平成 27 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 16 日

議 題

- 議案第46号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
生活産業部
の所管に属する事項
- 議案第49号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第50号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 和解について
- 議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
第2条 地方債の補正のうち
道路改良事業
鉄道高架化整備事業
- 議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
水道部
の所管に属する歳出
- 議案第60号 平成26年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成26年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成26年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

て

出席委員（7名）

委員長	宮地友治君	副委員長	安部政徳君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	河合正猛君	委員	尾関昭君
委員	中野裕二君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主事	前田裕地君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
生活産業部長	武田篤司君
都市整備部長	鵜飼俊彦君
水道部長兼水道事業水道部長	鈴木慎也君
市民サービス課長	米田隆彦君
市民サービス課主幹	今枝一也君
市民サービス課副主幹	伊神紀久代君
市民サービス課副主幹	川口秀子君
市民サービス課主査	三輪由希子君
市民サービス課主査	矢橋尚子君
産業振興課長	大岩直文君
産業振興課主幹	石坂育己君

産業振興課副主幹	村 瀬 猛 君
産業振興課副主幹	岩 田 浩 和 君
産業振興課副主幹	中 山 英 樹 君
産業振興課主査	駒 田 直 人 君

環境課長	石 川 晶 崇 君
環境課主幹	菱 川 秀 之 君
環境課副主幹	相 京 政 樹 君
環境課主査	青 山 裕 泰 君
環境課主査	牛 尾 和 司 君

広域ごみ処理施設建設対策室長	阿 部 一 郎 君
広域ごみ処理施設建設対策室主幹	平 野 勝 庸 君

まちづくり課長	吉 野 賢 司 君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	野 田 憲 一 君
まちづくり課主幹	米 田 直 人 君
まちづくり課副主幹	川 瀬 正 士 君
まちづくり課副主幹	影 山 壯 司 君
まちづくり課主査	柴 垣 伸 道 君
まちづくり課主査	加 藤 考 訓 君

土木課長	馬 場 智 紀 君
土木課主幹	堀 尾 道 正 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君

建築課長	沢 田 富美夫 君
建築課主幹	可 児 孝 之 君
建築課主査	源 内 隆 哲 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

2 日間にわたり委員会を開催させていただきます。委員会の皆様方の御協力を得てスムーズな委員会運営をお願いし、また本会議場でもクールビズとさせていただきますので、服装に関しましてはクールビズ可として進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 3 日に 9 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政伸展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 46 号 江南市手数料条例の一部改正についてを初め 9 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第 46 号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち
生活産業部
の所管に属する事項

○委員長 最初に、議案第46号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、生活産業部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、議案第46号 江南市手数料条例の一部改正のうち、市民サービス課所管の項目につきまして説明をさせていただきます。議案書の41ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

42ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）を、43ページから47ページには新旧対照表を掲げてございます。市民サービス課の所管につきましては、住民基本台帳カード、個人番号の通知カード及び個人番号カード関連でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○東委員 42ページのところで、本会議でも質疑がありましたので、全部聞き取れなかったこともあるんで申しわけないんですけど、要は今回の番号法の関係で、新たに従来の住基カード以外にマイナンバーカードの関係で出るわけですけど、先に個人番号の通知カードの再交付というところから出てくるわけでありまして、前提には個人番号の通知カードは交付されておるという前提になるかということなんですよね、例えば。

それで、最初の出だしで確認したかったのは、従来、全部見てないのでいかなんですけど、別表1の中には、住基カードの交付があって、住基カードの交付につけ加えて個人番号の通知カードの再交付ということで、これは手数料が伴うからという意味で必要なんですかね。本来、交付が先、最初の交付は無料だから、お金がかからないからここにはあえては出てこない。再交付に限ってお金がかかるということなんです。

それで、本会議で言ってみえた実際の再交付に至る手続的な考え方で、出

だしは要は市民の方から再交付の要請が窓口へ来るということから出発するんですよね。そのときに行政側が本会議では罹災証明とか紛失証明だとか幾つかの条件が要ということがあったんですけど、それをもう一回確認したいということと、よくわからなかったのは、後で補正予算がまだあるんですけど、補正のところでこの交付については交付金を出すというふうになっていきますよね、このカードの発行に関しては。今回のような再交付、この場合の費用負担はどういうふうに考えておくのかというのをちょっとお聞きしたいんですけどね。

2つですね。最初はどういう流れでいくのかということと、それから今の再交付に係る必要負担というのはどういう形になるのかということなんですけどね。

○市民サービス課長　　まず個人番号カード及び通知カードの再交付の手続ということでございますけれども、今度の10月以降に通知カードのほうが各世帯に書留でお届けがされるということで、その手元に届いたカードが例えば紛失ですとか、それから例えば説明させていただいたのは火事なんかでそれがなくなってしまったというようなことでございますけれども、例えばどこかに落としてしまったというようなことであれば、カードだけを落とすということはなかなか考えにくい。例えば財布の中に入れていただとか、かばんの中に入れていただとか、そういうことがあって一般的には警察のほうへ落としたということで届けを出されます。その際に発行されるものを持って私どものほうへ確認をさせていただくということで、火事なんかですと消防署が発行する罹災証明、そういったものを持って私どものほうへ確認をさせていただいた後に、再交付を希望する手続をとっていただきます。

私どものほうで確認をさせていただいた後に、再交付が必要だということ判断させていただくと、私どものほうから地方公共団体情報システム機構宛てに再交付の申請をさせていただくということでございます。そうしますと機構のほうより、通知カードにつきましては直接御本人さんのほうに書留で送達されると。個人番号カードでありますと、市のほうに送達され、私どものほうが発行する手続をした後に御本人さんに交付通知書を出させていただいて、その交付通知書を持って市役所のほうに来ていただき、本人確認を

した後に交付をさせていただくという流れでございます。

手数料でございますけれども、基本的には申請された方が負担をしていただく。私どもはそれをお受け取りして、今度はその手数料を機構のほうにお支払いしなきゃいけないものですから、再交付の手数料につきましては。

○東委員　　ここは手数料条例で、再交付に限って本人から金をもらうわけですが、私がちょっと疑問に思ったのは、もともと最初の通知カードを送る段階で郵送料だとか多分カードの製作料というのが、これは補正予算のほうで聞いたほうがいいかと思ったんですけど、想定したんですよ、そういうのがかかるんだろうかなと。今の話でいくと、再交付に関しては手数料をもらう、御本人から。そうするとJ-LISというところからもし通知カードのほうの再交付であれば送られてきますよということでしたね、御本人に。その費用は要らないのかなというイメージがあったんですけど、それは全て手数料を1人500円もらう、それで全部賄うということになるんですか。そういう考え方なんですか。

○市民サービス課長　　最初の全国一斉に通知される場合につきましては、郵送料も国庫補助の対象になっております。ところが、再交付の場合は郵送料は対象になりませんので、郵送料も含めた分を負担していただくということになっております。

○東委員　　そうすると500円というのが郵送料、それからカードの製作費用、そういうことが算定基礎で500円の基礎になっておると、考え方として、金額的には。それは逆に言うと、個人番号カードは800円がそうですよという、値段が違うわけですが、それが手数料を取る根拠ですか。

○市民サービス課長　　そのとおりでございます。

1つ追加させていただきますけれども、平成27年4月17日付に総務省のほうから再交付手数料の取り扱いということで、通知カードについては500円、個人番号カードについては800円ということで総務省のほうから通知が参っております。

○中野委員　　落としたときに、まだその番号が生きている場合、今使用中だったりなんかという場合は再交付ができないということだったと思うんですけども、その場合はまず一回カードの運用をとめて再発行するという手

続になると思うんですね。その再発行をした後に、一応現実的には一回とめていたんですけど、カードは2枚同じのがあるわけですよ、世の中に。その場合、1枚目と2枚目の区別というのはつくんですか。

○市民サービス課長　カードにはカード番号が付記されておりますので、最初に落とされたカードにつきましては、今のカード番号を検索して、紛失・廃止というようなことで処理がされるということでございます。

○中野委員　じゃあ、1枚目を持っていても、それでは身分証明というか、何も使えない状態になっているわけですね。

○市民サービス課長　実際には照会をかけて今のカードの状況を私どものほうで確認をさせていただくということで、そのカードが、例えば各自治体ですとか関連するところが引っ張ろうとするんですけども、それについては新しい番号のカードということになります。今の通知カードでございますけれども、通知カードには写真が張ってございませんので、基本的には免許証と2種類を提示して本人確認ということになるかと思えます。

○河合委員　今の中野さんの質問の追加だけでも、前のカードと新しいカードね、役所、自治体は多分調べればすぐわかるんですけど、いずれ銀行は必ず個人番号を持っていかなければ口座をつくれないうじゃないですか、もう間もなく。今でも来年からは基本的には見せないかと、個人番号をね。そうせな口座はつくれんと。だけど、銀行側は、紛失したカードが出てきた場合に、それが使えるのか使えんのかという判断ができるんだろうか、銀行サイドで。そういうことが通っていつちゃうと、いいということになると、幾らでもまた振り込み詐欺だとかそういうのに使われる危険性があるんですけど、どういうチェックをされるのか。

○市民サービス課長　基本的には各使われるところがそのカードの使用状況を確認されると承知しております。そうでないと廃棄されたカードか現在使われているカードかという判断がつかいせんので、カードだけでは判断がつかかぬるもんですから、基本的には、そういうところで使用される場合には、使用される側がそのカードの運用状況を確認するということになっていると考えております。

○東委員　その使用される側という意味は、たまたま河合さんからは銀行の

例が出ましたけど、その銀行窓口という意味ですか、使用される側というのは。その窓口が、例えば私なら私の番号が出てきたというときに、今の使用状況を確認するということですが、銀行の窓口で12桁の番号をぱっと調べて、その使用状況を全部検索できることになるのか、銀行の窓口で。そうすると、ありとあらゆるところで民間ではば一っと出回っていくわね、番号がずっと、そういうところで。そうすると、どんどんどんどん広がることができるような可能性が出てくるわけですが、それで今の話の本人であるかないかということなどが使用状況だけでわかるものなんですか。

それでもう1つ聞きたかったのは、再発行というのは同じ番号、また番号が変わるのか。

○市民サービス課長　例えば紛失とか焼失なんかをされた場合、基本的には同じ番号で発行させていただきます。ただし、悪用されるおそれがあるというような場合には、理由書とかそういうものをつけていただいて番号を変えることは可能でございます。

○東委員　再発行のときに本人が希望すれば番号は変えていただけると、そのときはね。ただし、同じ番号にすることもあり得るだろうし、希望しなければ同じ番号がついてくると、再発行は。今の例の、ちょっと前へ戻りますけど、盗難とかそういう形で紛失したやつで利用されるということについて、それが生きているか生きてないかというか、その番号が今現在、本来なら本人にしてみれば紛失したからそれはだめですよといったやつが生きておるわけでしょう。可能性はあるということだね。それが窓口で、今の話だと、銀行へ持ち込まれると番号で必ずチェックをするということになりますと、別にそういう番号じゃない、我々が一般的に窓口へ持っていくカードも全部その使用状況を確認するという作業が行われるということなのか、常に。再発行関係なしに全部チェックという意味か。

○市民サービス課長　今、今後の利用状況についてはまだまだ不明なところがあって、基本的に使う側とすれば、当然そういった確認ができないと怖いものだと考えられます。例えば、拾ったカードで廃止されているにもかかわらず、いろんなところで使えるというようなことは基本的にはあってはならないと思っておるものですから、使う側のほうとして当然そういった確認は必

要になってくるというふうに考えております。

- 東委員　きのうの本会議でも、そういう場合、まず最初に一時停止というのをまず行いますよという話でしたよね。だから、落としたからということでその番号はとめてくださいという趣旨のような話だね、あれは。それがやられるから本来は安全なんだろうなという気がしたわけですけど、でも今の例で、こちら側が、例えば市役所でも J-LIS でも一時停止という手は打つわけだけど、それがもしどこかへ出回っておると全く手が打てない状況が想定されますよね、今のように利用された場合について。

その辺のところは、全くその番号が新しく常が変わって、常に新しい番号に変わって、消去されると言うのは変だけど、その番号がどんどん消えていくと、例えば。本来なら存在しないものということだと、それだとまだしもね。窓口へ行ってその番号はありませんというふうに出てくれば、そういう可能性は高いなという気がするけど、防げるような気がするんだけど、同じ番号で基本的には発行するとなると、今のようなことが想定されるような気がしますね。本来ならあってはならんことですけどね。そういうことの利用ができるというのか、それは可能性が十分含まれておるといえることですか。

- 市民サービス課長　今のカードには、住所、それから名前、生年月日、性別がわかります。それとあわせて通知カードですとその要件があると。例えば、身分証明になるものとしては通知カードだけでは用を足さないものですから、あわせて免許証なんかを提示していただいて、顔写真等々確認をさせていただいて本人さんというふうに判断するわけでございますけれども、そういうことがあるもんですから、基本的に通知カードだけでということは、基本的に本人確認の要件にはなっておりませんので、そのところはそういうふうに御理解いただけるとありがたいです。

- 東委員　窓口なら身分証明で照合しましょうとかだけど、例えばこれから発生する源泉徴収票を集めるときね、企業側が。番号を提示するというわけでしょう。皆さんもそうなるんだね。その企業、民間会社が従業員の方の番号を集めるといえるときに、源泉徴収に書かないかんと、申告上必要だから。そのときも常にその人の、それは従業員だから基本的には問題ないわね、番号が本人のものだということ。それがまた全く別の人の番号を持って、口

頭でということはありません、会社はカードを提示して確認するということだね。番号だけ、口頭で私は何番ですよと言えればいいということか。

○市民サービス課長　この辺のところにつきましては会社の運用ということでございますので、私どもがカードを発行する業務とはちょっと違うものですから、その使われ方についてはわからないところがございます。

○尾関（昭）委員　個人番号カードの概要というか、例えば磁気が入っているよとか、チップが入っているよとか、その辺はわかっていますか。

○市民サービス課長　通知カードは紙製のものですのでございまして、特に何も入ってございません。ただ、個人番号カードにつきましてはＩＣチップが内蔵されておりますので、そこの中に例えばいろんなデータ、住所、生年月日ですとか、写真のデータですとか、そういうものが登録されたＩＣチップが内蔵されておるということでございます。

○尾関（昭）委員　そうしますと、カードをなくしていなくても、カードの機能が壊れるという可能性があるんですね、チップが壊れる。要するに物としては存在しているけど、紛失していないけど、機能として死んでしまった場合は再発行として有料になるんでしょうか。

○市民サービス課長　ＩＣチップが破損した場合については再発行という形をとらせていただきますけれども、その壊れた原因が例えばＪ－ＬＩＳ側にあるのか個人の側にあるのかによって変わってきます。例えばＪ－ＬＩＳのほうでの何らかのふぐあいでのＩＣチップが壊れているということであれば、Ｊ－ＬＩＳのほうで処理がしていただけるということでございますね。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 56 分　　休　憩

午前 9 時 56 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を挙手により採決いたします。本案を原案のとおり可決するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 江南市都市公園条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第49号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- まちづくり課長 平成27年議案第49号 江南市都市公園条例の一部改正につきましては、議案書の107ページから108ページ、参考資料といたしまして江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を109ページに掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 東委員 108ページでも109ページでもいいわけですけど、つけ加えられるのが第10号ということで、他人に迷惑となる行為または危険を及ぼすおそれのある行為をする場合に、行為の禁止という第4条の中に含まれるよということですけど、全部は見てないのでよくわからぬので申しわけないんですけど、この場合、他人に迷惑となる行為だとか危険を及ぼすおそれのある行為というのを具体的に誰が判定するのかということがあるわけですけど、一般的に。それと、どの程度と言っただいかんのですけど、どういうぐらいの程度だとこれは迷惑になる行為だとか危険の行為だというふうな判断基準というのか、その辺のところは、どの辺のところかどの程度あるのかということと、それを誰が判定するというか判断するというか、その辺をちょっと教えていただけますか。

- まちづくり課長 今回の一部改正でございますけれども、これは皆様御存じだと思いますけれども、いわゆるドローンがことしの4月ごろに、東京都だとか長野県だとか、いろんなところでいろんな事故・事件を起こしたとい

うような状況の中で、愛知県におきましては、ことしの6月定例会の中で、いわゆる危険行為についての規制条文がないということで、規制条文を一部改正しました。それを受けまして江南市におきましても、ことしの7月に入りまして、近隣の他市町の状況や、県の状況は先ほど申し上げたことですがけれども、公園条例の中でそういった行為の禁止、今回のドローンのような行為の禁止条文があるかないかを調べさせていただいた結果、一宮市であるとか、名古屋市であるとか、犬山市であるとかは都市公園条例の中でそういう行為禁止の規定条文がございました。江南市についてはありませんでしたので、今回の9月定例会のほうで一部改正をさせていただきました。

それで、いわゆるドローンが全部、公園の中でドローンを使っていかんのかどうかという問いだというふうに思いますけれども、愛知県におきましても、迷惑行為であったり危険行為というのは、公園で遊んでみえる利用者の例えば頭の上でドローンが飛んでおるような状況については行為禁止に当たるだろうと。例えば公園の中で十分な距離があって遠いところでドローンを飛ばしておるといような状況については禁止はしないという考え方でおりますので、誰がという話については非常に難しいんですけれども、ことしの4月、5月の首相官邸のところに落ちたり、長野県の善光寺で参拝の行列のところに落ちたりとか、そういったようなところは禁止行為に該当するというふうに考えさせていただいておりますけれども。

○東委員 条文だけでは単に文言としてはこの記載どおりだもんで、何をというふうに、単に普通に見ればね。たまたま課長さんのほうでは、もともと背景には例のドローンの話があるんですよということで具体的に言っていたわけですけど、ただ条文上、普通、皆さん市民の方が一般に公園を使う、市内の公園で遊ばれるだとか、公園で過ごされているときにということ想定した禁止の行為なんだと思うんですけど、この条文だけではなかなかそういうふうに受け取ることができない部分があるんじゃないかという気がしたもんですからね。

その辺で、見解としては、例えばドローンの例でいけば先ほどのような頭上だとかがペケ、離れておればマルですよという話だけど、逆に言えば、ほかにもいろんな、この文言から見るとさまざまな行為が想定されるようなこ

ともあるかなと思ったんですよ。そういったことも含めて考えると、こういうのはよくわからないんだけど、もう少し規則的なもの、細目みたいなものがあるのかどうかという気もするんですけど、それかもっと、例えば江南市にある都市公園、例えば蘇南公園でもいいわけですけど、そういうところに例えばこういう看板表示をしたりするんでしょうか。

○まちづくり課長　先ほどドローンについて少し説明させていただきましたけれども、実際には、ゴルフクラブを持って素振りをしたりですとか、あとゴルフのアプローチといいますか、河原かなんかでボールを打ったり練習されてみえる方がお見えになります。またエアガンなんかもございますので、ドローンだけを禁止しておるということではなくて、そういった、例えばゴルフクラブ自体は危険なものではないですので、そのゴルフクラブを持って素振りをしたりアプローチをしたり、その行為が迷惑であったり危険な行為に当たるということで、そういう考え方でおります。

それで、今までは江南市の都市公園条例の中でゴルフの禁止とかいう規定条文はなかったんですけども、御存じのように、公園の中で素振りをやったりアプローチの練習をされた方がお見えになった場所には、ゴルフの禁止であるとか、そういう看板は既に出させていただいておりますので、江南市の中で実際にドローンを頻繁に見かけるかということ、たまには木曾川の左岸沿いでやっておるよというようなことも認識はしておりますけれども、まだそんなには散見してないような状況かと思っておりますので、その辺は状況によって具体的な看板等も設置していかないかん状況があるのかなというふうには考えております。

○河合委員　なかなか難しい条例だと思うんですよ。例えば公園で子供が野球のバットを振っておればいかんし、サッカーボールを蹴っておっても人に見れば非常に迷惑だということ、何にもやれんようになっちゃうね。子供さんがこういうことを理解するわけないから、すると大人がすぐ市役所なり何なりに苦情を言ってくるよね。だから、どこまでこれを生かすのか。これだと本当に何をやってもいかんということになるもので、なかなか難しいなと。特に子供さんは公園でもサッカーはやるわ、野球はやるわ、何でもやるわけですよ。そのたびにみんな注意をせないかんということになるもので、

ドローンならドローンと書いてあればいいんだけど、そうじゃない、全般的に迷惑のかかる、危険のかかるやつはみんな禁止ということだもんで、幅広いから難しいなど、対応が。

○まちづくり課長 河合委員が言われるように、都市公園自体は公衆の方が自由に、レクリエーションであったり、遊んでもらったり、憩いの場として散歩してもらったりするような場所ですので、なかなか迷惑行為だとか危険行為はどこまでなんだというところについては非常に難しいところがございませけれども、その辺については、先ほど申し上げた、ドローンがある一定の距離を保った中で公園の中で遊ばれることについては禁止行為に当たらんと。ただ、他人の頭の上でドローンが飛んでおったりなんかすることについては禁止行為に当たるよというようなことで、個々に一つ一つ当たっていくしか仕方がないのかなというふうには思っております。

ただし、先ほど申し上げたように、公園というのは自由使用の範疇でレクリエーションであったり憩いであったり、いろいろそういう場として利用される場所ですので、そういうことを考えながらこの条例の運用に当たっていききたいなというふうには思っております。

○尾関（昭）委員 総じて飛ばすことを許可制とするということになるんですか。

○まちづくり課長 公園内で飛ばすことを許可するというのではなくて、公園はあくまで自由使用の範疇ですので、許可制ではありません。

○尾関（昭）委員 多分ですけれども、花火大会で今度飛ばすはずです。それに際して例えば事前に相談に行って、このエリアで飛ばすのでその下には人が行かないようにしますという届け出が必要なのかというところがちょっと気になりました。

○まちづくり課長 公園管理者が公園の自由使用の範疇の中で、先ほど申し上げたドローンを危険行為として危険な場所で使っていただくことは禁止するということですので、その場所で使ってもいいですかということも許可する行為ではございませぬので、あくまで禁止行為ですので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第50号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 平成27年議案第50号について御説明申し上げますので、議案書の110ページをお願いいたします。江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして111ページをごらんください。江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。また、参考資料といたしまして新旧対照表につきましては112ページに掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○東委員 条文の名前は変わりませんが、条項が変わるだけなんですけどね、見えるのは。具体的に何が変わるのでこういうふうには条文の条項が変わ

ってくるのかだけを聞きたいんですけど。

○建築課長 本会議のほうの都市整備部長の説明でもございましたけれども、第6条中の関係で「及び福島復興再生特別措置法第21条」を「又は福島復興再生特別措置法第27条若しくは第39条」に改めております。これは国の範囲を変更いたしまして、被災者の特定帰還者と居住制限者とに区分されたために、こういうような条文の変更になったということであります。

○東委員 今の区分されたやつをもうちょっと具体的にお聞かせいただけますか。

○建築課長 特定帰還者と居住制限者と区分されております。

○東委員 従来はあくくりだったような感じですか。あくくりと言っては失礼だけど、あえてその両方に該当する人が入居してもいい、資格要件みたいなものでしょう。入居できるという資格要件だもんね。従来との違いというのは、今、条項で2つに分けたと。前は何かだったんですか。

○建築課長 居住制限者でございます。

○東委員 居住制限者という形での資格要件だったものが、今回、特定帰還者とかいうふうにあえて分けるというのは、どういう意味合いがあるんですかね。

○建築課長 これは東日本大震災からもう4年と半月たちまして、状況がまだ帰還できない区域とか帰還は許されるとかいうところがあってという形の中で、まだ帰還できない方と居住制限がかかっている区域に対しますもともと住んでみえた方への対応だというふうに認識しております。

○東委員 前の条文では居住者で入居はオーケーでしたよ、資格要件でしたよと。あえて特定帰還者と居住制限者というのを分ける、範囲としては狭まることになるんですか。それとも別に、もっと位置づけが明確になるということなんですか、入居要件として。

○建築課長 範囲としてという、エリアも最近、帰還できるようなエリアがふえてきたと思うんですけども、もともとは居住制限者ということで、福島とかあちらのほうの広範囲な区域の方がそういう対象であったんですけども、その中でも国のほうでエリア分けをしております。特定帰還者というエリアと居住制限というようなエリアが最近ニュースでも聞かれると思うん

ですけれども、そういう中で位置づけが、もともと広い範囲であったんですけど、そういうエリア分けがされたことによりましてこういうような区分が行われたと思われま

○東委員　　ちょっと質問の言い方が悪くて申しわけなかったんですけど、これはもともと入居の資格要件なもんですから、従来、江南市の市営住宅の関係で例えば入居していただく資格があるわけですけど、その場合に、今回この条項が変わることによって、資格要件として規制がきつくなるのか、あるいは緩和されるのかという違いがあるのかという趣旨で聞いたんですけどね。その辺で特に何もなければいいんですけど、これをつくることによって資格要件が厳しくなるのか、あるいは緩和されるのかという差があるのかどうかということでもちょっとお聞きしたんですけど。

○建築課長　　そちらのほうに関しましては変わらないというふうに認識しております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分　　休　憩

午前10時15分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号　和解について

○委員長　　続いて、議案第53号　和解についてを議題といたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長 議案第53号 和解についてでございます。

議案書の120ページをお願いいたします。平成27年議案第53号 和解についてでございます。

はねていただきまして121ページをお願いいたします。和解調書でございます。はねていただきまして122ページには、参考といたしまして和解金の内訳を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑に入ります。

○中野委員 これは水を流したという話だったと思うんですけれども、近隣に対して特別何か被害が出たとか、そういうことはなかったんですか。

○環境課長 今回の対象施設の周辺からですけれども、におい等の苦情に關しましては寄せられておりません。

○中野委員 特に問題がなかったということですね。

○環境課長 はい、そのように認識しております。

○河合委員 122ページの一番上の、市外のし尿を江南市のし尿として運んだという、平成12年度から平成26年度、これは数字でぱっとわかると思うんですけど、その次のこれってわかりますか、142万9,218リットルという。この数字というのはどうやって調べたんですかね。それから、その次のところと。これはどうやって、業者が自主的にこんなけですよと言ってきたのか、市が調べたのか、この辺はどうなんですかね。

○環境課長 今回のし尿に浄化槽汚泥の混入ということでございますが、この現象が起きた理由でございますが、この許可業者ですけれども、通常のし尿のくみ取りのほかに仮設トイレの設置もしております。この仮設トイレのし尿のくみ取りですけれども、仮設トイレの量、約400リットルぐらい入るんですけれども、こちらのほうですけど、その量にかかわらず定額料金ということでくみ取りを行っておりました。この定額料金に対しまして、その数量をくみ取り量に換算した形で伝票が作成されておりましたので、その中に誤差が生まれておりました。

今回ですけれども、その誤差に相当する分が浄化槽汚泥の混入を招いたと

ということですが、この仮設トイレの差額の方ですけれども、こちらのほうがどのぐらいの量が、半分あったのか、3割だったのか、ほとんど空だったのか、そういうのが把握できませんので、仮設トイレでくみ取った量の全量を計上しております。こちらの仮設トイレの量に関しましては、倉衛工業、この許可業者のほうの伝票をこの事実がありました平成18年度から平成26年度分を全て提出させまして、こちらを集計したものでございます。

それで、このし尿に浄化槽汚泥を混入したということに伴いまして、浄化槽汚泥の分がその分減少してしまうということで、3つ目の浄化槽汚泥に水を混入したということが起きております。そのため、し尿にまぜた浄化槽汚泥の量に相当する分がまず水の混入があったというふうに計上しております。

なお、3つ目のところに書いてございます、「浄化槽汚泥の搬出が9トンであったが、浄化槽清掃届に10トンと記入した」とございます。実際、平成26年度に1件この現象がありまして、こちらのほうですけど、実際の作業量が、浄化槽の汚泥の搬出が9トンという伝票がありましたが、市のほうに提出されました清掃届のほうに10トンと記入されたということで、1トン分誤差がありました。この誤差分を水の混入を招いたということで、先ほどの2つ目にあります浄化槽汚泥の量142万9,218リットルに1トン分1,000リットルを加算して、143万218リットルとして計上したものでございます。

○河合委員　　今の仮設トイレ分というのだけど、仮設トイレってそんなにありますか、江南市に。

○環境課長　　江南市内の仮設トイレ、この業者の設置したもの、あるいは他の業者が設置したものからのくみ取りを全て計上しておりますので、平成18年度から平成26年度分を全て集計してこの量になっております。

○河合委員　　それで、これは営業停止をかけたんですよね。指名のほうはどうなっていますか。

○環境課長　　指名停止は5カ月ということで、7月1日から11月30日まで指名停止となっております。

○河合委員　　それは指名停止ね。営業停止は1カ月だよね。

○環境課長　　営業停止は8月15日から9月13日までの30日となっております。

○東委員　　1つは、この和解調書というのは、これで正式な調書になるのか。

これを見る限りは別に日付があるわけでも何でもないんですけど、我々にはこの和解調書として121ページに示されておるわけですけど、本来、議会に示すときというのは、これは日付も何も入ってなくて、単に当事者が誰と誰ということと、事件の概要と和解の内容を書いてあるだけで、いついつ幾日に例えば和解したとかいうような日付がこれでは一切わからないんですけど、これが正式な調書ですか。

○環境課長　こちらは和解調書ということで掲上させていただいておりますが、この業者とは8月20日付で仮の和解契約書というのを締結しております。こちらの中で和解金の額、そして支払い日のほうを定めております。なお、この和解契約につきましては、江南市市議会の議決を得た後、効力が生ずるものということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○東委員　一般的に契約というのは、あくまでも仮契約を出すんですよね、議会には。それで今の話で議決したら効力を発揮しますということになるわけだけど、これではそういうことが全く出てこないわね、議場には。本来ならそういうのもちゃんと出して、あるならですよ、いついつ幾日に結んで、いつまでに支払うとか、そういうのが本来決められると思うんですよね、契約ですから。そういうのはちゃんと議場に提案をして、仮でというふうに出して、議決後それが正式なものですよというのが普通、今までのいろんな公共工事の契約は大体そういうふうにしておったんだけど、そういう形で本来やるべきじゃないんですか。

○生活産業部長　申しわけありません。以前にもちょっと和解があつて、その際にもこういった形があつたんですが、添付がございませんでしたので、今回配付させていただきますので、済みません、よろしく申し上げます。

○東委員　実際には配ったほうがいいんじゃないの。本来それを含めての多分議決をせないかんのでしょう、実際には、これについては、基本的には。これだと、いつに決まったかもわからないし、相手とこちらは誰と誰、江南市長と多分結んでおるんだらうと思うんだけど、そういうものを議決対象にしないと執行できないような気もするんだけど。まあ、これはもらうほうだけだね。それは本来出したほうがいいんじゃないですか、どうなんですか。

○委員長 東委員の発言中ではありますけど、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○東委員 和解調書で大体の概要を示されて、具体的な和解金の内訳も資料として提出されておるわけでありまして、これだけでは、例えば和解調書だけではいつの時点で江南市と相手方の確認をしたということにはならないものですから、それにかわる契約書のようなものがあればということで、正式なものがあればそれを資料としてお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○生活産業部長 この和解が成立する根拠ということで仮の和解契約書を締結しておりますので、こちらのほうを今、休憩中のございますけど、配付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○東委員 どうもありがとうございました。

それで、基本的には説明をされておりますのでその内容に沿ったものだと思いますが、先ほどの参考の和解金の内訳のところ、もう少しちょっと確認をしたいのでお聞きをするわけでありまして、122ページのところですけど、一番目の市外のし尿を江南市のし尿として収集運搬していたということでありまして、ここの場合のこれ自体も、よくわからないのは、市外ですから例えばお隣の大口町とか、あるいは扶桑町とか、そういうところのし尿も集めて、それで、例えばそれぞれの他市町でももし助成金制度というのがあると、あくまでもわからないですよ、じゃあ大口町なら大口町でもこっだけ集めましたとって申請して補助を受けるとか、江南市ではそれをまぜ込んだやつを量として申請するとか、そんなようなことになるんですかね。逆に言えば、大口町でももらい、江南市でももらっておったということなんではないでしょうか。

○環境課長 今回のケースですけれども、こちらは市外のものを江南市のし尿としてくみ取っておりますので、江南市のほうから助成金が支払われる形となっております。こちらの市外の分ですけれども、それぞれのところでは

助成金等の請求はしておりません。それぞれの市町のほう、市外のところですが、すけれども、このし尿のくみ取りの許可を取ってないということになっておりますので、そういった行為はありません。

○東委員　し尿のくみ取りに関しては江南市だけと。ただ、正確には聞いてないんですけど、他の市町でもこの業者との間の損害金の支払いの関係があるよという話を聞いた覚えがあるんですけど、それはよその市のことですから、ここではわかりませんからいいんですけど、今のような例でいくと、例えばこれを判明させようと思うと、今の例を出しましたけど、大口町で集めてきた量がこんだけ、江南市で集めた量がこんだけ、まぜて江南市ですよとって申請をしないとならないんですよ。そういう伝票があったということなんですか。

○環境課長　市外でくみ取ったし尿のくみ取りのほうですけど、こちらのほうの伝票ですが、こちらのほうも、この業者のほうに保管してある伝票を全て徴集し、集計したものでございます。

○東委員　そうすると、ちゃんと業務としては正確に、大口町で集めてきた分、江南市で集めた分、全部ちゃんと資料として保管してあって、その集計ということですね、今の話だと。そういう形の仕事をやってみえたんですね。もともとはなからと言っては失礼ですけど、最初から、大口町で集めてきたのはちゃんとこんだけの量があるよと、江南市でこんだけ集めたよと、合計合わせて江南市で助成金をもらうかと、そういうようなことですか。

○環境課長　この市外の分ですが、すけれども、伝票上は江南市内の個人宅という形で伝票のほうに記載されておりました。この内容を調査したところ、江南市内のものではないということがわかりましたので、その方に相当する分を全て集計したということになります。

○東委員　伝票には江南市内の誰々さんという名前の伝票、県で多分やってみえるわけだけど、もともとそこには江南市内という住所で書いてあったわけだけど、今の話ですね。それをよく調べてみると、江南市内にいない人だったということがわかったという意味ですか。

○環境課長　伝票上の住所は江南市でありましたけど、実態として調べたところ、それは江南市の建物ではなかったと。市外のものであったということ

が判明いたしましたので、それに相当する分の集計になります。

- 生活産業部長　　ちょっと補足しますけど、詳しいことはお話しできませんが、もともと通報があつてこういうことを調べに入りましたので、そういった通報があつたので、そういうことがないか事実確認をしたところ、そういうことが判明したと。ですから、伝票上は江南市ということになっていたんですが、そういうことがあるということを聞いたので事実確認をしたところ、先方からそういうことがあつたということが確認できたので、ですのでそれを今回上げさせていただいたということでございます。
- 東委員　　細かい話だよ、多分。だって、大体個人でしょう。今はほとんど個人でしょうね、し尿のくみ取りだと。そう大きなところはないと思うんだけど、それで、伝票上は江南市にしてあつて、その江南市と書いてある住所の誰々のこの部分は市外だよという通報だという意味ですかね。
- 委員長　　暫時休憩いたします。

午前10時45分　　休　憩

午前10時47分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
　　質疑を続行します。
- 東委員　　1番目の市外の収集運搬というのは、そういう告発のもとに事実関係を確認できたということではありますが、先ほど河合委員さんのほうから出た2つ目と3つ目ですよ、聞いておつてよくわからなかったんですけど、し尿に浄化槽汚泥を混入しクリーンセンターへ運ぶという場合ですけど、普通はその業者のバキュームカーで回収しますよね。その中に、例えば単独浄化槽、あるいは合併浄化槽の収集もすると。そういうのを混入という言い方は、具体的には例えば同じ車に個人のし尿を積んできて、その同じ人の車で今度は浄化槽にくみに行くと、そういうやり方をやっておつたということの伝票があつたということなんですか。
- 環境課長　　通常の作業といたしましては、し尿関係はし尿だけをくみ取つて、一旦、中継槽というため置くところがございますので、そちらのほうに入れます。浄化槽汚泥は、浄化槽汚泥だけをくんで、やはり同じように浄化槽汚泥を入れる中継槽というところに入れます。ただ、そのたまつたものを

今度は愛北クリーンセンターに運ぶ際に、し尿の中継槽からくみ上げるのですけれど、そのときに数量を調整するために、そこに浄化槽汚泥の槽からそのときにくみ上げていたという形になりますので、その量を仮設トイレの差分という形で計上したものになります。

○東委員　　2番の話をしておったんだけど、突然3番に飛んだんだけど、今、2番の話聞いておったんだけど、具体的な話ね。今課長さんがおっしゃっていただいたように、し尿はし尿での中継槽がありますよ、浄化槽汚泥は浄化槽汚泥の中継槽もありますよと。本来そこにため置いて大きな車でまとめて愛北クリーンセンターへ持っていくわけなんですけど、その時点で両方を一つのものにしてしまっただけで搬入ということなんですか。

○環境課長　　はい、そのとおりでございます。

○東委員　　そうすると、ここの場合でいくと、し尿くみ取り助成金のほうと愛北クリーンセンターの運搬委託料のほうと両方出てくるわけでありまして、ここで損害金が発生するという意味合いなんですけど、よくわからなかったのは、本来ならし尿はし尿で運ばないかん、あるいは汚泥だけで運ばないかんというのが、それをまぜて運ぶと。まぜて運んだ場合って、実際それを受け入れる側はどういう対応をするんですか、愛北クリーンセンターは。業者がこのタンクは、例えば10トンかなんかのやつで持ってきますよね、大きいやつでね、多分。あのときに業者はこれは全部し尿ですと行って運んでくるんですか。

○環境課長　　今回のケースでいきますと、し尿に浄化槽汚泥をまぜて愛北クリーンセンターに運んだ際は、し尿として投入がされていたということになっております。

○東委員　　浄化槽汚泥をまぜていたものを全てし尿扱いとして運ぶよと。その場合、よくわからないんだけど、その場合の量は書いてありますよね、ここに何リットルというのが。し尿くみ取り分ということで、こんだけの量を受け入れてもらったから、これに対してリットル幾らの単価で助成を払いますよということで、これに汚泥をまぜることによって、それは汚泥の搬入とは言わないわけだね、愛北クリーンセンターのほうには。あくまでし尿の搬入だといって行くわけだね。

- 環境課長 はい、そのとおりです。
- 東委員 そのときに、し尿の搬入で持ち込まれて、それに対して、例えば向こうで受付のところで計量されるんですかね。まあ槽はタンクで決まっておるからそれで計量されて、その分はし尿の分ですよとって料金を払う。でもそうすると、本来なら浄化槽汚泥の分はそこで、逆に言えば、汚泥は汚泥で持っていけばいいんですよね。そうすると、浄化槽汚泥の場合は手数料がないから、くみ取りは手数料があるから、全部、浄化槽汚泥もし尿にまぜて運んでしまえば、その分が余分にもらえるという意味なのか。
- 環境課長 愛北クリーンセンターへの投入運搬委託料、こちらに関してはし尿の運搬に対する運搬委託料になっております。その中に浄化槽汚泥分が混入されているということで、その分が市として余分に運搬委託料を支払ったこととなりますので、その分が損害という形で計上をさせていただきました。
- 東委員 それで、今回計算をしてこの助成金分で損害金を返してもらおうわけですけど、それには、例えばこの142万9,218リットルとあるわけだけど、この量は本来は汚泥分だという意味ですかね。浄化槽汚泥分がこんだけまじっておるから、この分は手数料を払うべきでないよとてこの計算のこの量。
- 環境課長 はい、そのとおりです。
- 東委員 それはどうやってわかるんですか。
- 環境課長 先ほどちょっと説明がうまくできなくて申しわけございません。今回このし尿に浄化槽汚泥がまざるということですが、先ほど申しましたように、仮設トイレがございしますが、2番と3番は連動しておるのですけれども、し尿に浄化槽汚泥がまざるということで、まずし尿のくみ取り量というもの、通常、御家庭からくんできたし尿の量、そして仮設トイレからくんできた量。ただ、仮設トイレのくみ取り量が1つの仮設トイレ満タンで約400リットル弱あるのですけれども、これを一律料金ということで約400リットル相当という形での伝票が出てまいります。しかしながら、実際にくまれていた量はそれよりも少ない量であるということになります。ですので、仮設トイレが例えば1基であれば400リットルという伝票が出てきたけれど

も、実際はそこに100リットルしか存在しなかったということで、ここに差が生まれております。この分が浄化槽汚泥の混入を招く原因になったのですけれども、仮設トイレの量が不確定ということで、仮設トイレの全ての量を今回不正があったと認定し、計上したということになります。

○東委員 仮設トイレの関係はよくわからんけど、2番の話をしておったときは、もともと家庭でくみ取るし尿の分は中継槽ですよ。各家庭の浄化槽でも中継槽ですよ。さっきの話でいくと、それをまぜた量だよという言い方に聞こえたんですよ、私は。そこに何で仮設トイレが出てくるのか。

○生活産業部長 補足といいますか、ちょっと中継槽の話をしてしまうとややこしくなるもんですから、今回の算定は、家庭のくみ取りとかもありますけれども、要するに1番は、仮設トイレをやったときに、例えばタンクの容量が400リットルあるということで、実際に……。

○東委員 仮設トイレって個人の場合、会社、工事現場とか。

○生活産業部長 例えばイベントをやったりとか、工事をやったり、いろいろなやつがありますけれども、そういったもので仮設トイレを設置しますと、そのくみ取りをやるんですけど、そのときに容量は400リットルありますと。ですけど、現実には例えば200リットルしか入ってないというケースとかいろいろありますよね。その場合でも要するに全部400リットルあるということで伝票を起こすわけですね。実際にくみ取った量は200リットルしかない、現実の量と伝票の量と差が出ます。その分を浄化槽汚泥も入れて合わせていたということなんですよ、ここで言っているのは。

それはどのくらいの量があったかということにはわかりませんので、今回はそのタンク全体、400リットル全部が誤りがあったという想定で計算をさせていただいたというのがこの2つ目。わかりませんので、本当はもっと多分少ないと思いますけど、それは先方との話の中で、わかりませんので、ですのでタンク全体の容量、全部が要するに余分だったということの想定で計算させていただいたものがこの2つ目です。

○東委員 要は、浄化槽汚泥には手数料というのは発生しないから、逆に言えば、その分を入れ込んでしまえば手数料としてもらえるという意味なのかね。

○環境課長 運搬委託としてお支払いしたということは、本来払わなくていいものに対して市が支払ったということになります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前10時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 地方債の補正のうち

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

○委員長 続いて、議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、第2条 地方債の補正のうち、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います

ので、よろしくお願ひいたします。

最初に、生活産業部環境課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○環境課長　それでは、環境課の補正予算について御説明させていただきます。

議案書の132、133ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

中段でございます19款5項2目12節雑入、説明欄でございます一般廃棄物処理許可業者不法行為和解金1,041万1,000円でございます。なお、平成27年度9月補正予算説明資料の4ページ、5ページの下段、19款諸収入、説明欄の雑入に一般廃棄物処理許可業者不法行為和解金を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○市民サービス課長　それでは、市民サービス課の補正予算について説明させていただきます。

まず歳入につきまして、議案書の130、131ページの中段をお願ひいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金初め2項目で3,817万4,000円を掲げてございます。

次に、歳出でございます。

議案書の134、135ページをお願ひいたします。

まず上段でございますけれども、2款1項6目市民生活費、補正予算額129万6,000円で、布袋ふれあい会館維持管理事業の需用費、修繕料でございます。

同じく下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正予算額3,910万6,000円で、通知カード、個人番号カード関連事業の賃金等でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○東委員　先ほどもちょっと手数料のところでは話をしかけたところがあるわけですけど、住民基本台帳事業のほうですが、まず確認のためにお聞きしたいのは、歳入の関係でいくと、131ページで事業費補助金はそのままストレートに3,501万円が出てくるわけですけどね、負担金のところにそのまま交付金として払うという。もう1つは事務費補助金というのが316万4,000円なんですけど、確認ですけど、この事業の内訳に幾つか賃金からずうっと需用費、委託料というふうに流れてくるんですけど、数字だけを確認してみると、臨時職員賃金の314万8,000円と備品購入費の一番下の職印の1万6,000円、これを合計するともう1つの補助金の316万4,000円になるんですけど、それに充当するということがよかったですかね。

○市民サービス課長　今の質問でございますけれども、臨時職員の賃金314万8,000円、それと実は消耗品のほうでございますけれども、消耗品で用意させていただくものが個人番号カードの整理ボックス、それから交付通知書の整理ボックスというものがございまして、これが1万5,543円ということでございまして、賃金と今の整理ボックスを合計したものが補助金ということでございます。

○東委員　対象になるのが賃金と整理ボックス、消耗品費の3万4,000円の中に含まれておる整理ボックスの1万5,000何がしが本来対象になるものよということですね。

それで1つは、でも現実にはシステム保守委託料だとか、あと備品購入費があつて、裏書きシステムだとか、それに伴うシュレッダーだとか職印とかあるんですけど、この職印というのは一体どういうものをちょっと聞きたいんですけど。

○市民サービス課長　これにつきましては、今の個人番号カード等に住所なんかの異動があつた場合に裏書きをしてお返しするんでございますが、その裏書きの行の最後のところに職印を押して、うちのほうで処理をしたということでお返しさせていただくための職印でございます。

○東委員　本来なら訂正の場合ですね、裏書きが発生するというのは。それ

を想定したその証明するものという言い方ですが、具体的には例えば江南市役所の印とか、そんな感じなんですか。

○市民サービス課長 江南市長の印ということでございます。

○東委員 それを今回それ用におざわざつぐらないかんわけだ。従来の江南市長という印は別はないのか。それをこれ用につくるという意味ですか。

○市民サービス課長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 もう1つ聞きたいのは、先ほどちょっとカードには、一応再発行には500円の手数料でカード代と郵送料が推測されますねという話は言ったんだけど、この19節の負担金、補助及び交付金は、これを全部含めて一応この前の説明ではJ-LISのほうに交付するお金ですよと。それで、既に7月ごろから番号は全部チェックされて、付番をされたものがずうっと用意をされて、これで送られていくわけですけど、データとしてはね。1つは、この3,501万円という数字は、どういう積算の根拠があるかというのは江南市ではわかりますか。

○市民サービス課長 仮の算定ということで、人口割ということで定められております。

○東委員 それで、これからの業務になるわけですけど、本会議でも、国のレベルで平成28年3月まで多分カードとして発行されるのが1,000万枚、それで推測して江南市の場合は8,000枚というのが3月までの対応だと言っていましたよね。だから、1月から始まってということで8,000枚ぐらいが予測されるということでもありますけど、それに見合うように臨時職員が配置をされてやるわけですけど、本来なら1月、2月、3月という時期はもともと従来の仕事がありますよね、市の業務として。

特に2月、3月あたりからは転居だとか転出の仕事が伴ってきて忙しい時期になるわけですけど、2つだけ聞いておきたいのは、具体的には日常業務と比較しまして、日常的な市民サービス課の窓口で行われる転出・転入の業務がありますし、市内の転居も異動もあつたりするわけですけど、それは日常的にどの程度の数を扱ってみえて、時期的にこの忙しくなりそうなのが予測される2月、3月、4月、5月あたり、その辺ではどのぐらいの量がふえて、それに対して対応はどういうふうにできるのかということと、この臨時

職員さんの賃金というのは、あくまでも新しいカードを発行するためですよ、基本的には。

この方たちの分は、その時期まで見込んだ臨時職員さんなのか。あるいは、最初のこれから通知カードが送られて、10月末から一斉に。どんどん窓口へ来られる可能性があるということですので、その辺のところは、どの部分に対応する臨時職員さんなのかということと、最初の前段に言った、時期的に非常に繁忙期に当たる時期が来るわけですけど、それはどの程度の数になるのかということと、それから職員さんの対応として、今回の職員さんの対応で間に合うのかということをお聞きしておきたいんですけどね。

○市民サービス課長　　まず臨時職員につきましては、10月から通知カードが発行されまして、届かなかったものについては私どものほうに返送されるということで、当然それ以降、なぜ届かなかったのか、そこに実際にお見えにならないのかという居所の確認をしなければなりません。それに対する10月から12月までにつきましては臨時職員を2人予定させていただいております。続きまして1月から個人番号カードが交付されます。これにつきましては一応8,000枚というふうに予想させていただいておりますので、その発行するに当たって臨時職員さんを6名予定させていただいております。10月からは2人、1月からは6人ということで、その合計の臨時職員の賃金ということでございます。

○東委員　　1月からいつまで。

○市民サービス課長　　3月まででございます。

もう1つ、繁忙期ということでございますけれども、平成26年度の数字で説明をさせていただきますと、平成27年2月、繁忙期ということで、転入・転出、それから市内の転居ということで713名のお客様がお見えになっております。3月でございますと転入・転出・転居合わせて1,394名、平成27年4月ですと950名のお客様がお見えになっております。1年間平均させていただきますと、大体月650名ほどのお客様がお見えになっておるという状況でございます。ですから、2月が大体1.1倍、3月が2.1倍、4月が1.5倍という状況でございますね、普通の月に比べますと。

○東委員　　特に3月、あるいは予測されることですよ、どうしてもそうい

う時期ですから。日常の倍の人が、そういう業務がありつつ、それにあわせて今回の先ほどの裏書きシステムというやつを活用して、当然、転入があればこれは江南市の責任だと聞いていますから、他市町から来た場合の転入の方には、普通なら単に住民票の異動だけで済むわけでありまして、そこにこのカードを持ってきていただいて住所変更がここで発生するという意味なんですよね。転出の場合は、江南市は責任はあるんですか。

○市民サービス課長 転出の場合は、新しく転入された住所地において裏書きをしますので、江南市においては従来どおり転出証明書をお出しするというような形でございます。

○東委員 そうすると、転入と市内の異動は当然カードが出てくる。あるいはもう少しあれば、これは単なる転入・転出あるいは異動ですけど、例えば結婚されて名前が変わったりとか、そういうこともこの間に発生すればその都度変えるということになるわけでありまして、その前提に、一番最初に課長さんがおっしゃっていただいて、これは10月から通知カードが送られて、本会議でも出ましたけど、簡易書留ですから当然相手に会えなければ一時期は郵便局が保管されて、取りに来なければ市へ戻されてくるよということで、市のほうで再調査をされて、場合によってはもう一回 J-L I S へ戻すという可能性はありますよという話でしたけど、市へ戻された通知カードの場合の調査というのは、先ほど臨時職員さんを2名配置するというものでありまして、その場合の調査というのは、戻されてきた通知カードを、具体的には市の職員、あるいは臨時職員の方たちがその住所地に訪問して、そこで調査をして確認してくるということなんですか。

○市民サービス課長 それも、たまたま郵便局に保管されておるうちに取りに来られなかっただけのことであるのか、それとも本当に見えないのかということ、事情に応じて変わりますけれども、最終的にはそういったことも必要であるとは考えております。

○東委員 だから、場合によっては市の職員さんが出向いて、もしそこにいらっしゃれば通知カードをお渡しして、本人に。職員の方、市の方がね。普通、書留だと受領印みたいなのをもらってくるじゃないですか。そういうことも全部市のほうが肩がわりをしてやるということですか。

○市民サービス課長 訪問先で何らかの、例えば免許証ですとか、そういったもので本人であるという、今の通知カードにおきましては、本人であるという確認ができればお渡しさせていただくということでございますね。本人確認ができなければ取りに来てくださいよということで、本人確認ができる書類を持って私どものほうへお越しいただくことになるかと思えます。

○東委員 大前提には、簡易書留で郵便局、最初は郵便局の方が行かれるわけですけど、普通イメージ的に、郵便局の方が訪問して、不在でない限りは、誰か家族がおれば受け取っていきますよね。それで誰か勝手に、勝手じゃないけどね、家族がサインしていくわけだけど、そのときに一々本人の確認はしませんよね。郵便局へ不在で物を取りに行くときは、郵便局で自分、私なら私が行く場合は自分の免許証を差し出して本人確認するんですけど、ただ、自宅へ来られたときには一々しないわけですけどね、現実には。

今のお話をお聞きしておると、戻されて市の職員の方たちがかわりに行かれる場合は、持って行って、たまたま在宅であった方がその通知カードの住所地の名前の人、住所地は大体いいんでしょうかね、そこへ行くんだから。その人の名前があるかどうかという本人確認を皆さんの場合だとその場でする必要があるということですか。

○市民サービス課長 基本的にはさせていただきます。

○東委員 そうすると、身分証明書なりにかわるものとか、そういうのを必ずチェックした上でしか渡してこない。そういうことが確認できない場合はまた持ち帰ってくると。それをずうっと保管しておいて、その場合だと、たまたまおったとしても本人確認できないという状況だと持ち帰ってくると。その場合は、もう一回改めて直接出向いてきてくださいと、御本人から市役所のほうへと。そういうふうになるということですか。

○市民サービス課長 御本人という確認ができなければ、御本人が確認できる書類をお持ちになって御来庁いただくということになります。

○東委員 まあ本人の意思ですから、それをやらないと一切通知カードは渡らないまま返されていくと。J-LISへということですね、最終的にはね。

それともう1点、市役所の窓口では通知カードを来た方から全部確認して番号カードを渡していくことになるわけだけど、ここには、裏書きシステム

ですから、手書きじゃなくて、機械操作で例えば住所変更とか、あるいは名前が変わるとかいう場合にやっていくんですけど、支所の場合はどうされるんですか。

○市民サービス課長 支所の場合につきましては、一応手書きで対応させていただこうと考えております。

○東委員 だから、支所もこれからどのくらいという想定は考えないかんわけですけどね、持っていかれる場合があるわけだから。支所の窓口でも全部それをやらざるを得ないということで。

あと、先ほどの再発行との関係ですけど、ちょっと聞き漏らしたかわからないので重なったら申しわけないんですけど、今のように住所がどんどん変わる、場合によってですよ。変わっていくじゃないですか。それでどんどん裏書きがふえてくると。あるいは結婚などされて例えば名前も変わるという裏書きされる。だから、正式な例えば名前に変えたいからとか、カードですよ。旧姓でなくて、結婚されたから新しく変わっておるんだから、そういうカードに再発行したいと。そういう場合でも再発行という手続で認められるのか。

○市民サービス課長 氏名等が変更になった場合につきましては、申請をしていただくことによりましてJ-L I Sのほうから無料で再発行がされるということでございます。

○東委員 そうすると、結婚などの状況で変わった場合に、その場合は一旦は市のほうへ届けるわけですかね。市へ届けて、市からJ-L I Sへ行くと。そのときに例えばカードはお返しをすることになるのか。

○市民サービス課長 そういった方に関しては、新しいカードが市のほうへ届きます。そうすると取りに来てくださいよという通知をお出ししますので、新しいカードを交付するときに返却をさせていただきます。

○東委員 今たまたま例を出したのは住所とか氏名の変更だけど、氏名についてはそうやって申請すればいいという話ですけど、住所変更はだめなんですね。

○市民サービス課長 住所変更につきましては、基本的にそういった対象にはなりません。たまたま、追記欄がございますよね、追記欄の余白がなくな

った場合については原則可能だよということでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備部建築課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 平成27年議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げますので、議案書の130、131ページをお願いいたします。

下段にあります15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節土地売払収入であります。576万8,000円でございます。補正予算説明資料の4ページ、5ページ上段のあたりにも掲げておりまして、位置図として補正予算説明資料の10ページのほうに市営南野住宅用地売り払い位置図を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○東委員 前から説明はもともとあったわけですので、この土地がそういう計画を持った土地だということはあったんですけど、流れとして、ここは計上の仕方としては建築課の扱いで財産収入で売払収入ですけど、流れとしては普通財産にいつ切りかえてということだけを確認しておきたいんですけど。

○建築課長 普通財産に切りかえましたのが9月1日以降です。

○東委員 普通財産が9月1日、実際の売買は流れでいくとどうなりますか。

○建築課長 もともと売り払いという話の中で進めておりました。それで、9月1日付で普通財産にいたしまして、その日のうちに契約いたしております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてまちづくり課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長　それでは、まちづくり課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。

議案書の140ページ、141ページの下段をお願いいたします。8款4項1目市街地整備費は142ページ、143ページ上段まででございます。補正予算説明資料の8ページ、9ページに位置図をそれぞれ掲載させていただいております。

補足説明はございません。御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○河合委員　補正予算説明資料の8ページの江南駅前維持管理事業のベンチはどこへ置くんですか、これで。

○まちづくり課長　黒く示してある2カ所がございます。その2カ所ございます下の南側のほうに今現在2つのバス停がございますけれども、ベンチがございます。そちらのほうに2カ所を設置させていただくと。

○河合委員　大きさはどんなのを置く予定にしていますか。

○まちづくり課長　幅が30.5センチメートル、長さが1.8メートルでございます。

○河合委員　今、階段を上ったところにありますよね、左右に。あれと同じ大きさということかね。

○まちづくり課長　幅が若干狭いものを今回採用させていただく予定でございます。

○河合委員　多分、道幅が狭いところがあるから、あんまり広いのを置くと歩くのに邪魔になるで、それでわざわざ30.5センチメートルにしたわけかな。

○まちづくり課長　位置図のほうでちょっと説明させていただきますと、黒く塗り潰したところがバス停の舗装を改修する箇所でございます。それとあわせて、その南側に中が白抜きの舗装工事（歩道）というのがございますが、これは、今現在、歩道部分と広場で利用させていただいておる境界のところにフェンスが実は設置してございます。そのフェンスを撤去して1メートル南側に後退させまして、歩道を今回あわせて整備をさせていただきます。それは先ほど河合委員が言われたように、歩道の部分にベンチを設置すること

によって歩道の幅が狭くなっちゃいますので、その不足分、おおむね1メートルでございませうけれども、その1メートルをその用地を利用して歩道に今回させていただくという内容でございませう。

○河合委員　ベンチを置くとちょっと狭いなという気がしたから、そういう対策をしていただければ結構です。

○東委員　関連して、歩道と公社の持つておる用地との境のフェンスは全て取り払われるのか。

○まちづくり課長　工事のために歩道部分にしまして、再利用して1メートル後退したところに再利用でまたフェンスを設置させていただきます。

○東委員　141ページのほうへ戻って、数字の確認をしたかったんですけど、今回の場合に、一応、駅前整備の関係で今の383万6,000円と、それから鉄道高架関係で819万4,000円あって、その内訳は、公有財産の部分とエスカレーターの設置のほうの2種類の合計が819万4,000円になるわけでありませうけど、それで、特定財源のほうの地方債で2つありますよね。

140万円と250万円があって、説明欄には市道東部第439号線の道路用地だよということなんですけど、図面が、先ほどの駅前広場の図面の右側が第439号線の道路の用地取得の絵が出ておるわけでありませうけど、説明のときに、今回、最初の336万4,000円が購入財産のほうで第439号線の用地取得ですよということなんですけど、ちょっとよくわからなかつたんですけど、特定財源の話は後ですとしても、あのときの説明では、第439号線の用地取得で、地目を変更していなかつたからされたというようなことだったんですけど、その辺のところのあえて補正予算を組む必要になつた理由はそういうことだというふうに覚えておるんですけど、その辺をもっと正確にちょっと説明をお願いしますか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　道路改良に伴います用地費の買収単価の設定に当たりまして、実は過去の調査時、平成24年当時に調査をしているんですけども、現在と同じ駐車場としての土地利用でしたけれども、過去の調査時の地目が登記が農地になっておりました。現在、地目が平成25年に変わつておりまして、宅地になっていることが判明いたしまして、買収に当たっては契約時点の状況を反映させなければならぬため、今

回修正をお願いするものであります。

- 東委員 図面との関係では説明つきますか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 この図面で買収するのは、予算化しているところを全部描いてありますが、実際は一部ですので、左上、いわゆる西北角の三角のところの一部でございます。
- 東委員 そうすると、この部分だけがもともと地目が農地で宅地に平成25年変わったというんですけど、それ以外のところ、その南側の三角地帯とか飛んでおるところね、これはもともと宅地の評価なんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 修正するところは先ほど申し上げたところだけで下は関係ないんですけど、下は畑ですね、現地も畑です。
- 東委員 周りのもともと変わらずに、そのまま農地のはずだろうということですね。

今回の地目の変更は、実際には所有者の意思ということですよ、地目が変わったというのは。そこら辺の経緯とか事情というのはわかりますか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 もともと以前は農地でしたので、いわゆる農作業をしていたんですけども、その後、隣接する土地に医療施設ができてその駐車場となっていたんですけども、その際、農地であるのがまずいということで変えられたんですけど、登記はまだそのときには済んでいませんでしたので、今回改めて判明したということになっております。
- 東委員 ここは前提に道路をここに広げていくということで計画があって、当然その交渉が進んでおって、多分調査もやられたわけですよ。この1区だけなんだけど、市が用地を取得するのは。この辺の一带の所有者がある程度の大きさのところを農地から宅地に変更というやり方ですと、何か目的があって変えるということですよ、普通一般的には。調整区域ですからね。その場合に、農地から地目変更したというのは、どういう中身で地目変更されたかわかりますか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 医療施設の駐車場として使用していましたので、歯医者、所有者は別なんですけれども、その土地に

については畑でしたけれども、歯医者駐車場としての利用になったものから、農地から宅地に変えたというふうに聞いております。

○東委員　あれは調査の段階でもう歯医者じゃなかったのか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　調査の時点ではもう歯医者が出ていたんですけれども、登記がおくれていたということでございます。

○東委員　現状は駐車場として舗装されて、そういう場合でも、登記上はまだ農地だからということでそういう評価になるんですかね。でも、現況は駐車場に使っておって、それでわざわざ農地なんていう評価をするのか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　結果的には、その当時はいわゆる農地でしたけれども、現状は駐車場という中で、ちょっと一部単価の設定に誤りがありましたので、申しわけないと思っております。

○東委員　先ほどの話だと、現状に合わせましたという言い方だね。宅地という地目に合わせた言い方だけど、普通、評価をやるときって、例えば駐車場に使っておれば駐車場として評価するんだと私は思っておったんだけど、一般的にね。そういう評価の手順を踏んだんじゃないんですか、前回のときは。なぜそれをわざわざ、現況は駐車場に使って、それも営業で使ってみえるようなきちんとなっておるところを、わざわざその部分だけ農地で評価なんてことをやるということが解せんけど、このときに本来やれるんじゃないのか。そんな現況を見ずにやるわけじゃないでしょう、評価する人って。畑で草むらになっておればそれは農地としてやるかわからんけど、ちゃんと駐車場として整備されておるのに何で農地で。だって、現況を普通は見るんじゃないのか、評価する人って。現場を見て。現場を見ずにやっておることか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　調査当時から駐車場になっていましたけれども、いわゆる農地としての雑種地という扱いで評価をしておりましたので。

○東委員　そんなことはかえっておかしいんじゃないか。現況を見ずにやっておることか、評価を。現場を見ずに。地目だけでここは雑種地だという台帳上の評価だからその評価でやったという話みたいに聞こえるけど、

本来なら評価なんて現場を見てやるんじゃないのか、普通。なぜそのときにやらないのか不思議でしょうがない。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時44分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の東委員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 当初は雑種地として、現況が駐車場なので雑種地としての評価、登記は畑でしたけれども、雑種地としての評価をしております、今回、登記を宅地ということで変更したものであります。

○東委員 それと、財源との関係でどう見るかだけを確認したいんですけど、本来、全体の819万4,000円の合計の2種類ね。今の土地の購入、用地確保と、それからエスカレーターの設置事業のほうの合計なんですけど、特定財源の地方債が140万円と250万円ふえますよね。両方で390万円ふえるわけでありまして、そうすると、この社会資本整備総合交付金事業なんですけど、この250万円と140万円の合計390万円というのはエスカレーターの設置と土地の購入と両方に係るという意味合いなんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今の起債関係でエスカレーターは関係ないです。

○東委員 それでよくわからなかったのは、両方で250万円と140万円で390万円、起債が。でも、整備事業としての公有財産購入費は336万4,000円じゃないですか。本来の係る費用よりも多くなっちゃうわね、特定財源の地方債が。どうしてそういうふうによくとれるのかよくわからんんだけど、その辺はどういう事情なのか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今起債しております社会資本整備総合交付金事業の道路事業の国費の配分につきましては、鉄道高架化事業の鉄道事業者への負担金と、あと市道東部第439号線の用地補償費に充てております。今回増額をお願いする分につきましても国費を充てたいと思っております。そうした関係で、道路改良事業債につきましてはこの額を

増額補正するんですが、一方、今この用地費に増額する分につきましては、今年度の国費についてはもう内示を受けておりますので、これ以上見込めないものであります。ということから、鉄道高架に回す負担金の国費の一部を今の第439号線へ回すこととなります。

- 東委員　もともと第439号線も鉄道高架関係でつくる事業でしたよね。それで、今の負担金の関係というか、財源の扱い方、あえて140万円と250万円が分かれるんですけど、140万円のほうがどちらで250万円はどちらかというのだとどうなるんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　140万円のほうが道路改良事業債で、第439号線の用地買収の国費の充実に伴う起債分であります。143ページの250万円につきましては鉄道高架化整備事業債でありまして、第439号線の用地補償に国費を持ってきたことによって鉄道高架の負担金に充てる国費が減りますので、その減った分を補うものとして鉄道高架化整備事業債を使っておるというものであります。
- 東委員　宛てがうというのがどういう操作なのかわからないんですけど、実際要るのは336万4,000円というふうに見れるんですけどね、数字的にはですよ。本来なら第439号線の財源としての地方債は140万円分だけですと。足らなければ当然あとは一般財源で持つかんかということになるわけだけど、それをしなくても、鉄道高架のほうの起債を余分に受けれる、250万円をさらにと。そういう意味合いにとれたけど、そんないいこと、そういうことなんですか。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　高架事業の負担金に充てる国費が減りますので、その分、鉄道高架化整備事業債を使わなきゃいけないと。
- 東委員　使わなくちゃいけないと。
- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　使うということになりますので、計算上どうしてもプラス・マイナス合わないような感じがしますがけれども、実際に計算の仕方によって結果的にこうなってしまうということがあります。
- 委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

採決に移る前に、市民サービス課より答弁の訂正をしたいという申し出がありましたので発言を許します。

○市民サービス課長 貴重な時間を大変申しわけございません。

先ほどの個人番号カードの関係で、婚姻等で氏名が変更になった場合、私、無料で再交付するというふうに答弁させていただきましたけれども、再交付する場合は有料になるということでございます。追記欄がなくなった場合には無料になりますけれども、婚姻等、本人さんの御都合で氏名等が変更になった場合、再交付の申請をする場合は有料になるということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午前11時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号を挙手により採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休 憩

午後1時10分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に関する歳出

○委員長 議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の決算につきまして御説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

決算書の62、63ページをお願いいたします。62、63ページの下段、12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち市民サービス課分、布袋ふれあい会館目的外使用料でございます。

続きまして68、69ページをお願いいたします。68、69ページの上段でございます。12款2項1目総務手数料、3節戸籍住民基本台帳手数料で、戸籍手数料初め5項目でございます。

続きまして72、73ページをお願いいたします。72、73ページの中段、13款3項1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金でございます。

続きまして76、77ページをお願いいたします。76、77ページの上段、14款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち市民サービス課分、消費者行政活性化基金事業費補助金でございます。

続きまして78、79ページをお願いいたします。78、79ページの下段、14款3項1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金で、人口動態調査事務費委託金初め2項目でございます。

続きまして88、89ページをお願いいたします。88、89ページの上段、19款5項2目雑入、10節電話料収入のうち市民サービス課分と、その下でござい

ます11節雑入のうち、市民サービス課分の地方庁推奨事業費助成金初め4項目でございます。

次に、歳出を申し上げます。

140ページ、141ページをお願いいたします。140ページ、141ページの中段から146ページ、147ページ上段にかけまして、2款1項6目市民生活費でございます。

続きまして158ページ、159ページをお願いいたします。158、159ページの下段から164、165ページの上段にかけまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしく願います。

- 委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。
- 東委員　消費生活関係のいろんな事業があるわけですけど、主要施策の成果報告書のほうで一定のまとめをされておるわけですけど、市民相談を一括していろんな分野の事業で、成果報告書でいきますと87ページにまとめているおるのが市民相談の関係で、ここで1年間担っていただいた事業実績などを表で整理されておるわけでありまして、これはこれとして1年間事業があったわけでありまして、この事業実績の中段にあります、人権擁護委員の方による人権教室を市内全小学校10校と古知野北保育園で行ってというのがあるんですけど、市内全小学校でやる場合の人権擁護委員さんの人権教室というんですかね、このもともとの目的はどういう目的を持ってやっておって、具体的なその辺の結果といいましょうか、どういう形の方たちが実際には参加をしていただいて、内容的に、それに基づいて人権擁護の関係の啓発につながるということだと思っておりますけど、その辺の具体的な結果も含めてちょっとわかればお聞きしたいんですけどね。
- 市民サービス課長　人権教室につきましては、各小学校で全て開催をさせていただいております。特に小学校ですと、いじめというようなことがございますので、そういったことを対象にしまして、対象は小学生でございますけれども、3年生、4年生を対象に実施させていただいております。教室を開催した結果というものについては特に求められておりませんが、特

に小学生を対象に、いじめに対する問題についての紙芝居ですとか、それからDVDなどを活用してやらせていただいておりますという状況でございます。

- 東委員　もう1つは保育園でもあるんですけど、主に3年生、4年生ということで、子供たちを取り囲むそういう環境の問題で、そういうことを極力なくしていく方向の趣旨だという気はするんですけど、だから、そういう教室を開いて実際に学校の中でのいじめ問題が少しでも解消するとか、そういう形のつながりを持ってこういう事業が多分必要なんだと思うんだけど、ただ、そこまでの検証というところまではなかなかいかないんですかね、市民サービス課のほうとしては。

ただし、学校の側は、ちょっと教育委員会のことだから皆さんからは範疇が外れるんですけど、学校の側は、そういうことをやっていただいて、児童たちのそういうことを少しでもなくそうということで、学校の受けとめ方としてはこれについて一定の成果を評価しているんでしょうかね。ただ、教育委員会のことだから皆さんに聞くのはちょっと範疇外かな。

- 市民サービス課長　いじめ問題については、本会議の答弁の中でもあったように、教育委員会のほうでお答えをさせていただいておりますということで、直接私どものほうに、いじめが減ったとか、ふえただとかというようなところまでは参っておりません。

- 東委員　それを担当していただくのは市民サービス課の分野、人権擁護委員の方たちへの対応はそこでやってもらっておるわけだけど、その先のところまではということまではないわけですね。でも、せっかくそういう事業をやっていくとなると、ある程度教育委員会と一定のコミュニケーションを図って、せっかくやる以上、そういうところまである程度私は把握していったほうがせっかく事業としてやっていただく以上いいと思うんだけど、その問題は、その辺の今後のことを考えた場合にどうなんでしょうね、そういったことは。

- 市民サービス課長　人権教室、昨年度から10校で始めさせていただいたということで、すぐに成果というものがあらわれるかどうかというのはちょっとわかりかねますけれども、今後これを続けていくことによって、教育委員会のほうと、いじめの問題等について相談が減ったとか、そういうことが

わかるような体制を、私どものほうも教育委員会のほうから情報を入れるようにさせていただきたいと思います。

- 東委員　いろいろな仕事がふえてくるからなかなか大変なんですけど、例の通知カードじゃありませんけど、皆さんの窓口は。本当にあれを聞いておると、また新たな仕事やいろんなことが舞い込んでくるな、舞い込んでくるって言っては失礼だけど、という思いがあるんですけどね。ただ、本来ずうっとやっていただいておりますという事業が活かせると思います。

あと、このページにあります今後の方向性の課題というところに、これは新しい事業で、ここに指摘がされておるわけなんですけど、県の消費生活相談室が1カ所に統合されるということで消費生活相談が大幅にふえそうだという見方があるわけなんですけど、ただ、先ほどちょっと人権擁護委員の話を見せてもらった、事業実績の中の表に相談別の件数が整理されておるわけでありまして、この一番最上段、ここであえて分けてあるのは、ここに消費生活相談というのがあるわけでありまして、この中にね。市民サービス課として考えてみえるのは、この課題に出てくる消費生活相談というところが大幅にふえるという見込みは、この部分のことを言ってみると。

そうすると具体的に、今は主には情報センターですかね、活用していろいろな相談コーナーを設けてもらっておるわけなんですけど、場合によっては場所などを、もう少し市内での場所をふやすとか、あるいは時間をふやすとか、そういうことが課題になってくるということなんですか。

- 市民サービス課長　消費生活相談につきましては、現在、一宮市の尾張消費生活相談室のほうでも受け付けをさせていただいております。そちらの件数が非常に多いということで、そこが統合されることによって、私どものほうへ相談者が相当数ふえるであろうという予測をしております。

その中で、昨年度までは週1回の相談日を、今年度から週2回にふやさせていただきました。今おっしゃる平成30年度をめどにということ、県や国は消費生活センターの設置というようなことで指導の強化をされておみえになりますけれども、その中で消費生活相談につきましては週4日以上設けなさいよということがございますので、平成30年をめどに週4日以上を開催をさせていただこうというふうに現在考えております。

○東委員 前段に出た県内のうちの1カ所である一宮市にあるというのは、ルボ・テンサンビルにあるやつですね。あれ自体がなくなって愛知県はどこか1カ所に統合されるといって、名古屋市なら名古屋市のほうに統合されるんじゃないかね、多分。それで今の話でいくと、それが1カ所に統合されることによって、各地方自治体としては週4日開設と今市民サービス課長さんがおっしゃっていただきましたけど、今はたしか週1回が2回にふえたわけだね、ことしからね。4回というのと、ただ日数をふやして、場所だとか、あと人の配置なんかは、同じ人がふえるということになるんかね。

○市民サービス課長 それにつきましても、現在、尾張消費生活相談室だとかそういうところで相談を受けてみえる方もお見えになります。県のほうでは相談員の人材バンクというようなものを設置しまして、当然、相談日数がふえるわけですので、そういったところに人材バンクを設けて、照会があったら県のほうから紹介をしていただくということで、4日以上開催ができるような体制は県のほうでもとっておいていただいております。

○東委員 人的なところの対応はしてくれそうだということで、ただ、場所などは独自で開設をしてということですね。わかりました。

あともう1つ、ちょっと話は変わりますが、この間、本会議でも今一番の焦眉の問題となってきました生活交通の関係で、いこまいCARとしては整備されておるんですが、90ページがいこまいCARのこれまでの実績をここに整理していただいて状況が書いてありまして、これはこれで毎回我々議会に報告されておる結果でありますし、めくってもらって91ページにバスの、バスといっても名鉄の路線バスの新しい幾つかの路線、分割・延長したバス路線の結果がここに記載されておるわけでありまして、この間、本会議でも具体的なこの問題については今後の課題ということで幾つか問題があったわけですが、とりあえずはこれまでの内部的な検討委員会は一応区切りをつけて、新たな生活交通全体を見渡すという言い方であったわけでありまして、その内容は生活交通の関係を全般に考えていくということの、大ざっぱに言えばそういう御答弁だったようなことなんですけど、今回ここに、例えば名鉄バスの路線バスの分割・延長が事業実績の91ページに報告されてお

るわけでありまして、考え方としては、これはこの位置づけでいきながら江南市全域を網羅したような生活交通ということを考えるという場合に、一定の名鉄バスだけではない、今はいこまいC A Rというタクシーの運用がありますけど、それ以外の逆に言う公共交通にかわるもの、例えば独自のバス路線だとか、そういったものまでも一定念頭に置いた生活交通というのを、今後、総合的に検討していこうというのは、そういうことまで踏み込んでいくことになるのでしょうか。

○市民サービス課長　来年度から新たな体制をとということでございますけれども、基本的には今の公共交通、今の名鉄バス、いこまいC A Rがいいのか悪いのかというところから、基本的には今東委員さんがおっしゃったように、例えばコミュニティバスということですかね、新たな路線ということであるとするのであれば。そういったことも視野に入れた中で考え方をお示ししなければならぬかと思っております。

○東委員　ちょっと細かいことで確認をしたいんですが、決算書の147ページ上段です。ここで負担金の関係で、上段は大口町コミュニティバス、147ページの上段です、決算書の。一番上ですね。ここで負担金の問題があるわけですけど、大口町のコミュニティバスの負担金の問題と江南市の生活交通バス、これは基本的には名鉄バスへの補助金でありますけど、片や今の全体の公共交通を考えていくというのが始まるんですけど、現実には例えば大口町なんかの問題については、皆さんがつかんでいただいておりますと、例えば今までだと、今は大口町が江南市の布袋駅や江南駅に来るのを活用していただいて、一定の停留所を設けることについての負担金を払っておるわけでありまして、並行して、例えば大口町のバスなどの運行の計画にさらにもっと江南市がそこへ要望をふやしていただくとか、あるいは公共交通を考えていく上で、江南厚生病院なんかも考えると、例えば扶桑町の中の扶桑町独自のそういう公共交通の問題というのが必要になってくると思うんですけど、大口町については、決算上は48万円ですからほんの数カ所分の負担金なんですけど、これをもう少し拡大していこうだとか、あるいは扶桑町との連携ですね、そういったものも独自の公共交通を考えていく上で考えていける余地はあるのかどうかということなんですけど。

○市民サービス課長　　他市町との連携ということでございますけれども、大口町コミュニティバスにつきましては、現在、市内に4カ所のバス停を設けて市民の方が利用していただいております。

扶桑町につきましては、現在、江南市、それから扶桑町、大口町で、広域とは申しませんが、そんなような形で公共交通に関する担当者レベルの打合会を持たせていただいております。その中で、今の段階で扶桑町は公共交通についての新たな考え方は特に持っていないということで、以前とは変わっておりません。大口町についても、現在のバス路線をベースに維持していこうということでございます。

ただ、江南市におきまして、布袋駅に接続するほうでございますけど、利用者がなかなか伸びないということで、江南駅に接続するほうについてはそこそこの利用者があるものですから、そこら辺のところを一度整理しなければいけないかなという考えはございますけれども、布袋駅のほうが少ないものですから、江南駅につきましては、今市場町と尾崎町ということで、ちょうど今市場町の信号のあたりにバス停がございまして、それで尾崎町のところで、布袋北小学校の周りにもバス停をとというようなお話も伺ってはおりますけれども、まだ大口町のほうとの詰めはできていないということでございます。布袋駅のほうを1カ所、利用者が少ないのであれば減らして、こっちに持ってきたらどうだというようなお話も聞くには聞いております。

○東委員　　江南市に入ってきておる大口町のバスについては、停留所を場合によってはふやすことが、向こうの全体の時間サイクルがあると思いますからね、時刻表というのか。その辺で、そういう可能性はあるんですか。

○市民サービス課長　　まだ具体的にはなっておりませんが、当然これは大口町との協議をしなければいけない話でございますので、まだ具体的にその協議をさせていただいておりますという状況ではございません。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようですので、続いて産業振興課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 産業振興課所管の決算につきまして説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入でございます。

64、65ページをお願いいたします。64、65ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に68、69ページをお願いいたします。68、69ページ下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に78、79ページをお願いいたします。78、79ページ上段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金。

同じページ中段の14款2項7目労働費県補助金、1節労働費補助金でございます。

はねていただきまして80、81ページをお願いいたします。上段の14款3項4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金。

その下の5目商工費委託金、1節商工費委託金。

同じページ下段の14款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に86、87ページをお願いいたします。86、87ページ上段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

はねていただきまして88、89ページをお願いいたします。19款5項2目雑入、11節雑入のうち、備考欄の中段にございます産業振興課の関係8項目でございます。

最後に92、93ページをお願いいたします。92、93ページ中段の20款1項3目農林水産業債、1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

254、255ページをお願いいたします。254、255ページ中段から、はねていただきまして256、257ページ中段にかけまして、5款1項1目労働費でございます。

同じく256、257ページ中段から264、265ページ下段にかけまして、6款1項1目農業費でございます。

同じく264、265ページ下段から270、271ページ下段にかけまして、7款1

項1目商工費でございます。

以上が産業振興課の決算でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○東委員　労働費の関係の255ページの中段、歳出のほうですけど、1つは、今回の勤労者関係団体補助事業ですけど、毎年あるわけでありまして、2つありまして、愛知県労働者福祉協議会尾張北支部補助事業と、それからもう1つは勤労者団体補助事業ということでありまして、具体的な事業内容と、本来、補助金ですので、事業費として幾らの計画があって、それに対して市の補助金を受けて事業をやるということでありまして、全体の事業費の枠がどれぐらい組んでみえて、その中での江南市が負担をしている分は幾らという、江南市が負担している分はここに出てくる数字だと思うんですけど、全体の中でどういう位置を占めておるかということ聞いておきたいんですけど。

○産業振興課長　まず愛知県労働者福祉協議会尾張北支部補助事業につきましては、収入全体で456万6,735円、支出も同じく456万6,735円ということになっております。うち江南市の負担金としましては、ここにあります18万円が負担金になっております。あと、どのような行事をしたかということですが、職場のメンタルヘルス、働く者の体験教室、退職準備セミナーとかいうことをやっております。

もう1つの勤労者団体補助事業でございますが、全体として収入・支出とも1,701万828円ということでございます。うち江南市が20万7,000円の支出をしております。内容的に言いますと、メーデーに関する勤労者大会の補助金になっております。

○東委員　数字的には総枠で最初の愛知県労働者福祉協議会のほうは約450万円の収入と支出ということですけど、両方にかかわることで確認しておきたいんですけど、それぞれ団体として収支が出ておるわけですけど、実際に事業費の中で、支出の中という形で見ればいいんでしょうけど、収入は多分会員さんたちの会費だとか各自治体からの補助金があるんですけど、支出の中で、例えばこの事業としての翌年よりの繰越金だとか、そういうのはこ

の支出の中にはあるのでしょうか、両方に関して。

○産業振興課長 労働者福祉協議会に関しましては繰越額が59万9,378円です。もう1つの勤労者団体のほうに関しましては繰越額はございません。

○東委員 補助金の性格というのはいろんなパターンがあるんですけど、事業補助はですね。それで、一般的にいろんな事業が立ち上がるときに、その事業の必要性ということがあって、最初はなかなか大変ですから普通は補助金を出していくわけでありまして、これがずうっと続いておるような形で、金額は変わってきた経緯があるわけですけど、江南市の補助金の交付要綱から見て、こうした事業内容、それは必要性があってこういった団体がやってみえるんですけど、そういう団体への補助として、もともと申請が出てそれに対して補助をしていく、交付を決めていくという流れがあると思うんですけど、一般的には、いろんな団体があって、一定事業が軌道に乗ってくればその補助金についてどうするかということが時々あるわけでありまして、補助金交付要綱によって、こういった補助金申請が出たときに、事業の内容を見た上で、もう軌道に乗っておればやっていけるのかなというふうにも判断が立つわけでありまして、そういう検討というのはその都度していただいておりますでしょうか。

○産業振興課長 毎年同じような行事を行っておりますので、特に検討はしていない状況です。

○東委員 毎年同じ行事だから検討しなくていいという話じゃないと思うんですよね。趣旨は、地方公共団体が補助金を出すというのは、前提は交付要綱ですから、その事業の必要性だとか、当然、補助金を出してその事業が一定の、最初の出発点は大変だから補助金を出して軌道に乗ってもらおうと。事業の必要性もある程度考えて出すわけですけど、今のように毎年出ているからそんなことを一々検討せずに出しておりますというのは、それでは補助金を出すということに関して見ますと、余りにも対応としては、毎年出ているからそのままいいというだけの判断では、補助金を出していくという仕事からいくと、もう少しきちんとその辺は本来の要綱に沿った趣旨の対応を私はしていく必要があると思うんですが、どうでしょうかね。

○生活産業部長 今委員がおっしゃられるように、補助金というのはいろん

な事業を立ち上げていくときのいろんな支援をしていくという性質のものも
ございますし、一定の事業の運営費に対する補助というのもございますので、
今回の事業につきましては継続して実施をしておみえになりますけれども、
そういった運営に対する補助をしていくという性質の形で、今のところは補
助をさせていただいているという形で考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

○東委員 先ほど課長さんは率直におっしゃっていただいたもんだから、別
に毎年やっておることやでいいわというふうに聞き取れたからね、私は。だ
から、そういうことではないことが私は必要だと思っておるんです。必要に
応じて出せばいいことなので、当然これは必要な事業として考えて市として
判断したということなら、これが多分前提だろうと思うんですけど、それは
ぜひ、毎年やっておるからいいわということで済まさずに、ぜひそれはそれ
としてやっぱり事業をきちんと見た上で対応していただきたいなと思います。

それと、本会議で山議員さんが主要施策の成果報告書94ページに基づいて
やりましたよね、就職・キャリア支援コーディネーター育成事業というので。
一定本会議でも御答弁をいただいておりますから、内容的にはね。その
質問があつてやっておるわけですけど、きのうの中で、事業実績は94ペー
ジの中にあつて、一応、委託期間は平成26年7月4日から年度末までやられて、
江南駅前でそういうスペースをつくって一定の実績をつくってきたというこ
とでありました。

それで、ちょっとその後を聞いたかったのは、この中で、通常の仕事を一
時的に離れて行う教育訓練を行い就職・キャリア支援コーディネーターを育
成したということで、その中でお1人が続けられているというような本会議
で御答弁があつたわけでありまして、具体的にどういう形でその方が残っ
て、続けているという意味は具体的にどういう状況なのかをちょっとお聞き
したいんですけどね。

○産業振興課長 新規雇用を2名この事業で採用して、そのうち1名が今現
在、いちのみや若者サポートステーションというところで勤務されておしま
す。事業内容にしましても、江南市でやっていた就職相談とか企業見学ツア
ーという、江南市で企画していたものをいちのみや若者サポートステーショ

ンで新たに、今までやっていなかったんですが、新たにその企画をいちのみや若者サポートステーションでやり始めたということで、事業としては継続しているような感じになっております。

○東委員 たまたま江南市の駅前での場所はなくなってしまったんですけど、そこでそういう形の新しい役割を担える方がいちのみや若者サポートステーションでという言い方なんですけど、従来、江南市におれば江南市の中で身近にそういうことができるわけなんですけど、今、一宮市の中でやるということになると、具体的に広く市民の間にといいまして、若い人たちにこういうことがあるよということを知らせていくといいんでしょうか、PRしていくというのか、そういう方法は今、次の手として、せつかくこういう結果が生まれて、そういう継続された方が見えるわけなんですけど、そういった方たちにさらにまた役割を担っていただくのに、どういう形で市民向けというか、若者向けの対策がとられておるかということなんですけど。

○産業振興課長 先ほど言いました見学ツアーということで、チラシをつくりまして、それを市の広報「こうなん」に折り込んで江南市民の若者に周知しているという状況でございます。あと、当然、いちのみや若者サポートステーションでございますので、そのサポートステーションのチラシも一緒に入れさせていただいております。

○東委員 例えばその広告の内容を見て実際意欲がある方がもし出た場合というのは、今の段階でいくと、一宮市にサポートステーションがあるので、江南市の皆さんはいわゆる産業振興課の窓口を通過していくとかじゃなくて、直接行くことになるわけですね、そういうところには。そうすると市内として、産業振興課として平成26年度にこういう事業がやられて就職につけてのそういう対策をとったわけなんですけど、結局そういうことは一切ここではタッチできなくなってしまって、そちらのほうに流れていくと。そうすると、平成26年度にやっていただいた実績がせつかくあるんですけど、本当は江南市の中でも、江南市の産業振興課としても対応できるような位置づけといいんでしょうか、逆に、そういうところに手を挙げて行かれる方たちを市としても把握するだとか、そういう方法はとれないんでしょうかね。

○産業振興課長 江南市のさっき言った場所はなくなったんですが、それを

引き継いだのがさっき言いましたいちのみや若者サポートステーションでございませう。そこのいちのみや若者サポートステーションの出張相談会というのを毎月第3金曜日に地域情報センターで昔からやっておりますので、それは引き続いて、あともう1つ、愛知県と共同して偶数月第2火曜日に若年者就職相談窓口というのをやっております。今後につきまして、先ほど申しましたように、そういう就職相談やいろいろな企業との交流を広報「こうなん」やホームページ等で市民の方に周知してまいりたいと思っております。

○東委員　今の情報センターで月1度というやつは、具体的には労働費の中の予算規模としてはあれでしょうか。

○産業振興課長　これはサポートステーションの事業でございませうので、サポートステーションが来ていただいてやってもらっていると。だから市の支出はございませう。

○東委員　そうすると、江南市は場所を提供してそこへいちのみや若者サポートステーションのほうの人が来るよというだけのことであって、直接江南市が事業費を組んでやっておる事業ではないんですね。

あと、この間ちょっと、今は私も離れていますけど、農業委員会をやっておった経緯もあって、その後の動きを聞いたかったことがあったんですけど、決算書の263ページの下段の新規就農・経営継承総合支援事業ですね。主要施策の成果報告書にも整理がされておまして、主要施策の成果報告書は96ページにあるわけでありまして、ここに新規就農の関係で、主要施策の成果報告書を見たほうがわかりやすいのでこちらで見てちょっと確認したいと思っておりますけど、見ていただくとわかりますように、新規就農・経営継承総合支援事業、これは県の事業で、県の委託金というか、費用的には県からお金を受けてそのまま出すという感じになるわけですけど、ここに見ていただくとあるように、就農者の就農意欲の喚起、あるいはその後の定着を図り就農者を確保していくということで、実際に事業内容として、45歳未満の青年就農者に対して年間150万円の補助金で、ただし最長5年間ですよという枠の中でやるわけでありまして、現在ここにありますようにお2人の方が対象者ということで、39歳の男性の方と27歳の女性、当時ですね、その当時の年齢だと思っておりますけど、ここにありますが、女性の方がやっていたい

ます。

それぞれが平成26年4月だとか2月から始めていただいて、男性の方は布袋地区の南山町の地域で、女性の方は上奈良町のほうでやっていただいておりますけど、実際、これは御本人の努力が中心になるわけでありまして、現実には江南市の場合のようだとなかなか、これは全国的にそうなんですけど、農業で収入を得ていくということはなかなか大変なことだもんですから。ただし、こういう貴重な形で若い人が参加をしていただくわけでありまして、実際には日常的に行政側としてこの人たちとのかかわり方、今はどんな状況なんでしょうか。

- 産業振興課長 当然これは補助金をもらっているということで実績報告というのを提出しないといけませんので、作物の栽培状況は把握しております。
- 東委員 実績報告は年2回報告が出るということで、実績ということは、今課長さんがおっしゃったように栽培状況の結果、どういうものをつくったりとか、どの程度の収穫があつてという形なんですけど、実際にこの方たちと話をする機会があつたもんですから、その農業委員のときにね。それで、実際には、無農薬とまではいかない、それに近い状態でやるという形で、なかなか苦勞の多い農業だと思うんですけど、現実には栽培状況だとか収穫量は報告があるかと思うんですけど、それが例えば消費者との関係で、どういう形でそれが消費者につながっていくだとか、あるいは売り上げと言うほどあるかどうかわからんのだけど、どれぐらいの収入になっておるかだとか、そういう報告まで出てくるんですか。
- 産業振興課長 そのとおりです。これが逆に収入が多くなりますと補助金がカットされますので、そういう収入も把握することになります。
- 東委員 ちなみに、どのぐらいの年間の収入を上げてみえるんですか。
- 産業振興課長 一応50万円から100万円ぐらいの収入があると聞いております。詳しい資料がちょっと今手持ちにないもんですから、調べればわかりますが、ちょっと時間がかかるかもしれません。
- 東委員 でも、年2回でしょう。栽培収穫量が報告されるよという形で、今、50万円から100万円とおっしゃったけど、年2回ですよ、報告が出るのが。だから、例えばこの事業実績のほうを見ると、就農開始日がそれぞれ

平成26年の男性の方は4月から、女性の方は2月からやっておりますよね、実際には。それで、現実には平成26年度が一番最初ですから、まだ1年目です。なのでそんなべらぼうな資料、膨大なページ数のものとは思えないんですけどね。例えば具体的に年2回という、この平成26年度でいきますといつといつぐらいまではわかりますか。

○産業振興課長 秋と春。

○委員長 暫時休憩します。

午後2時02分 休 憩

午後2時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○東委員 そうしましたら、同じ農業サイドの関係ですけど、決算書の265ページの土地改良の関係ですけど、江南市土地改良区支援事業ということで、大きく言って土地改良区の支援事業ということで、1つは、上段の一番上が江南市土地改良区経常経費等補助事業で、補助金で出すという形でやっています。その下には江南市土地改良区施設維持管理補助事業ということであるわけでありまして、もう1つ下には昭和用排水土地改良区支援事業というのがあるわけでありまして、中身があんまり、その規模がちょっとよくわかってないもんでいかなんですけど、性格的に例えば江南市の土地改良の場合の、農業用施設は別としましては、一番上段の経常経費等の補助金ですね、それからあと昭和用排水にはそういう経常経費等の補助金というのはないんですけど、あくまでもあるのは施設の維持管理費の事業だけがあるわけですけど、その辺でやっぱり土地改良区の規模の違いとか内容的に違うということがあって、補助金として経常経費等がある場合とない場合があるんでしょうか。

○産業振興課長 それぞれ土地改良区は土地改良区で運営しております。江南市土地改良区は江南市だけでございます。昭和用排水土地改良区は江南市、大口町、扶桑町の1市2町がかかわっております。江南市土地改良区の経常経費等は何かといいますと、職員の手当とか共済費、報酬、あと負担金というのが主な補助内容でございます。昭和用排水土地改良区に関しましては、

職員はいない、江南市の職員がやっていますので、経常経費等は基本的にな
いという考えであります。

○東委員 昭和用排水のほうは、実務的には事務局としては江南市の職員の方
がやってみると。そうすると、一応1市2町の管轄が昭和用排水だとい
うことでもありますから、それぞれの市町から同じように負担金というか補助
金が出るわけですね。

○産業振興課長 維持管理の補助に関しましては、先ほどの1市2町の各市
町からその分の維持管理事業として負担をいただいております。

○東委員 そうすると、江南市土地改良区は江南市だけでやっておるから、
そこの中の職員さんの分も見てあるよということなんですけど、ちょっと確
認したかったのは……。

○産業振興課長 済みません、江南市土地改良区は職員とパートがおります。
その分です。昭和用排水はパートも職員もいなくて、市の職員がやっている
ということです。

○東委員 江南市土地改良区は、江南市としての職員が正式に雇用されてお
るという意味でしたよね。土地改良区として雇用しておる人の分があるよと
いうことだね、人件費としてね。当然、役員の方が見えたりするんですけど、
役員報酬というのはその中に見込まれておるんですか。

○産業振興課長 まず昭和用排水のほうに関しましては、理事長報酬とい
うのはございません。江南市土地改良区に関しましては、市から補助を経常経
費等は出してありますが、土地改良区のほかの入がありますので、そちらの
ほうで理事長報酬を払っているということです。

○東委員 土地改良区としていろいろ決めるんでしょうけどね、どういうふう
にするかというのはね。多分、内容的にはね。昭和用排水のほうは、特に
ここで支出として出てくる、江南市からは約185万円払って、扶桑町や大口
町からも負担金があって、トータルの事業費があって、その中からは理事長
の報酬はないですよ。江南市土地改良区の場合は、経常経費等は江南市か
ら出しておるわけなんですけど、理事長報酬というのは今の話だと別の入があ
ってそれで見えておるといような言い方でしたけど、それはどういう違いのも
のなんですかね。

○産業振興課長 受益者、あの土地をお持ちの方から畑かんの使用料とかそういうものをいただいております、そちらのほうで運営しておると。あと転用決済金というのがある、農転したときの。その転用決済金で賄っているということです。

○東委員 だから逆に言えば、経常経費等として出しておる分以外に独自の土地改良区としての財源確保があつて、その中で賄われておるといふようなニュアンスでね。だから、江南市が両方には出していますが、負担金は。その範囲で、昭和用排水はそれだけでやっておる、別に昭和用排水の場合は江南市から出す以外のものはないと。

○産業振興課長 あります。

○東委員 あるのか。そうすると、それを出すか出さないかというのは昭和用排水の組合、あるいは土地改良区の組合で判断することであつてという意味で捉えておけばいいんですね、その分はね。そういう違いがあるということね。

○産業振興課長 そのとおりです。昭和用排水に関しましては基本的に田んぼですので、田んぼの賦課金というのをいただいて、それでほかの事業を賄っているということです。

○委員長 では、先ほどの東委員の質疑に対して、答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○産業振興課長 27歳の女性の方がこの期間内で47万7,000円の入です。もう1人の39歳の男性の方は51万4,000円の入があつたという報告を受けております。1年目ですので7月から12月の入になります。

○東委員 それとあわせて今の実績、要は収穫量などもあわせて報告が出ておるといふことですね、その中にはね。どういうものが収穫をされてということですよ。

そうすると、47万7,000円と51万4,000円というのは、先ほど質問の中で出ていませぬので、雑談のところでも出ましたので聞いておきたいのは、もともと150万円のこの場合は補助金の交付をできる基準といたしましうか、実際にはそうやって収入も得られるんですけど、150万円の補助金を出せる基準というのは幾らになるのかということですね。

○産業振興課長 150万円を含めた総収入が400万円ということでございますので、400万円から150万円を引いた250万円以上の自己収入があれば、先ほど言った補助金がカットされるということでございます。

○東委員 ただし、給付期間が5年間ですので、その間は400万円を超えなければ150万円が支給されるわけでありまして、その間頑張られて例えば400万円を超えたようなときがある、例えば410万円とか、合わせてね。そういう場合、この150万円そのものはゼロになってしまうのか、あるいは減額されて補助されるのかどうかというのはどうでしょうか。

○産業振興課長 150万円を含めた収入が400万円を超えれば150万円はカットされると。ゼロ、150万円の収入がなくなる、その補助金はゼロになります。

○河合委員 260万円でもゼロになっちゃうのか。150万円を足したら410万円。

○委員長 暫時休憩します。

午後 2 時 24 分 休 憩

午後 2 時 29 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

東委員からの質問に対しての答弁は、あすまた調べて答弁をしてください。お願いいたします。

○東委員 先ほどの土地改良区のところの同じページですけど、最終的に、これは去年の話ですから、その上段に宮田導水路上部整備事業があつて約1,500万円、平成26年度は工事が行われたということではありますが、この約1,500万円は、あそこの場合はたしか1期、2期というふうに分け方があつて、今だと1期分ですよ、この約1,500万円というのは。

実際には平成26年度の完了まででいくと、最終的には全延長区画のうちの何キロメートルまでいって、主要施策の成果報告書の100ページに宮田導水路上部整備事業が出ていまして、予定では平成24年度から平成31年度までの期間で全体の事業費が約6,100万円で、そのうち江南市の負担がこれは平成26年度の方でこういうふうになっておるわけでありまして、事業内容は遊歩道整備工ということで進捗率は10.4%ではありますが、この240メートルと

いうと1期分のうちの何%になるんかね。

- 産業振興課長　ここに書いてある240メートルはまだ1期分のみで、ちょうど蘇南公園に接しているところの延長です。2期分はまだ全然手つかずでございますので、2期分は河沼橋から下流の本郷大橋……。
- 河合委員　川島神社のところ。
- 東委員　川島神社ね。
- 産業振興課長　までが1期区間ですので、今できておるのが本郷暗渠から下ができておりますので、まだ大分区間としては残っている状態です。
- 東委員　河沼橋までが1期目としても、整備工事は幾つかあるんだわね、本来計画でいくと、やり方としては。全部を整備するということは、やらなかった部分もあったりするわけじゃないですか、この間でもね、実際には遊歩道の部分というのは。あるいは計画にある、せせらぎ水路がもともとあったわけだけど、そういうのを本当に全部やろうと思うとまだまだかかるんだと思っていました、私どもはね。そういうことから見ると平成26年度の実績値というのは、距離的には遊歩道に関しては240メートルという区間が終わったということなんだけど、1期分としての本来のもともと事業費、想定した事業費ね、1期分の。全内容をもしやるとすればですよ。それがどれぐらいであって、どこまで進んだのかというのはわかるんですか。
- 産業振興課長　今回の見直しで、1期分の本郷暗渠から上流の分もせせらぎ水路を予定していたんですが、それも今回の計画で取りやめました。ですので、決算上ではまだ見直し前という形になりますので。
- 東委員　私が聞いておるのは平成26年度の話だもんで、まだ見直しする以前の話だもんで、見直しをしなかった場合に、もともと1期分としてどんだけの工事を予定しておって、その工事の内容から全部やろうと思うと幾らかかるよというのがあって、平成26年度はここまで終わったというのが数字的に示すことができるかどうかということなんですが、そんなふうには分けられんかね。
- 産業振興課長　1期分の延長は約900メートルあります。そのうちできているのが今言った240メートルでございますので、延長的にはまだそこまでしかできていないと。金額はちょっと今すぐ計算ができないもんですから、

金額的には。

○東委員　そうすると、1期がもともと延長900メートルで、ここに出ておる240メートル、これは平成26年度の方だけだよな。でも、1期分が900メートルだったら、もっと行っておらへんか。ちょっと240メートルは少な過ぎんか。

○委員長　暫時休憩します。

午後2時37分　休　憩

午後2時44分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○東委員　主要施策の成果報告書100ページに宮田導水路上部整備事業が記載をされておりますので、内容的には、事業実績はこの平成24年度に取りかかった事業費としての記載がされております。全体としては平成26年度に関して約6,000万円の事業費のうち江南市の負担が約1,500万円という数字で出ておるわけですけど、ただし、事業内容としては240メートルという数字でありますけど、1期工事としてはもともと当初予定のうちのどこまで来たかということと、全体の事業の中では進捗率は何%かというのを確認しておきたい。

○産業振興課長　トータルのできた延長としましては、平成26年度は240メートル、前年度までで200メートルございましたので、足して440メートルが整備されております。1期・2期合わせた全体の進捗率で言いますと、ここに記載してありますように10.4%という進捗率でございます。

○委員長　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続きまして環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課の決算について御説明させていただきます。まず歳入でございます。

決算書の64、65ページをお願いいたします。64、65ページ中段になります。

12款 1 項 3 目衛生使用料、 1 節清掃使用料でございます。

はねていただきまして68、69ページをお願いいたします。下段にあります12款 2 項 3 目衛生手数料、 2 節清掃手数料でございます。

はねていただきまして74、75ページをお願いいたします。74、75ページ上段になります。13款 4 項 2 目衛生費交付金、 1 節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして76、77ページをお願いいたします。下段になりますが、14款 2 項 3 目衛生費県補助金、 1 節保健衛生費補助金、備考欄の環境課分でございます。はねていただきまして78、79ページの上段、同じく 2 節清掃費補助金でございます。

はねていただきまして80、81ページをお願いいたします。80、81ページ上段です。14款 3 項 3 目衛生費委託金、 1 節保健衛生費委託金でございます。

そして同じページの下段になりますが、14款 4 項 1 目衛生費交付金、 1 節保健衛生費交付金でございます。

はねていただきまして86、87ページをお願いいたします。下段になりますが、19款 5 項 2 目雑入、 7 節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。はねていただきまして88、89ページの中段、同じく11節雑入、備考欄の環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

240、241ページの上段、 4 款 1 項 2 目環境保全費で、242、243ページの中段まででございます。

そして同じページの下段になりますが、 4 款 2 項 1 目清掃費で、252、253ページの下段まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○尾関（昭）委員　決算書の241ページ、歳出の部分で、下から4つ目の項目で水質調査事業、こちらのほう、どの場所でいつごろ調査をどの業者がされているかお知らせください。

○環境課長　水質調査事業でございますが、こちらは株式会社アイケンというところに委託契約してございます。

調査場所でございますが、般若用排水で4カ所、昭和用水で1カ所、青木川4カ所、日光川2カ所、五条川2カ所、木曾川1カ所の計14カ所でございます。

14地点で調査に関してですけれども、調査する項目によって調査する月が変わっております。水質・水量調査に関しましては6月、9月、12月、3月の4回、重金属調査に関しましては8月と2月の2回、そのうち、先ほどの14カ所のうち般若用排水2カ所、昭和用水で1カ所、青木川2カ所、日光川1カ所、五条川1カ所の7カ所に関しましては揮発性有機物質水質調査を行っております。こちらは9月の年1回と、農薬物質水質調査、こちらも先ほどの7カ所におきまして9月に1回調査を行っております。

○河合委員 水質の結果は公表されていますか。

○環境課長 公害に関する資料という形で報告書にまとめて公開をさせていただいております。

○東委員 ただ、今の出るじゃないですか、結果が。例えばそれに対して、基本的には多分クリアしておるのかな、基準は。私も今見たわけじゃないもんであれだけど、基本的には基準をクリアしておるんですよね。していなかった場合の対応があるんだけどという、そのあたりは。

○環境課長 水質調査におきまして、青木川、般若用排水、日光川におきまして一部、環境基準を超えたものがございます。

○東委員 調査をやっていただいておりますものだから、超えた場合にどういう対処をするかというところまで報告をいただくと一番いいと思うんですよ。基準を超えて、超えっ放しでいいわということではいかんわけです。何のためか調査かわからんでしょう。調査をやって基準を超えておればどう対処したかとかいうことを報告してもらおうほうがいいと思うよ。

○環境課長 こちらの環境基準でございますけれども、環境基本法第16条に伴う公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準ということで、現在、経過観察をしている状況でございます。

○東委員 それはちゃんとどうするかというところまでやらんといかんのじゃないのか。

○委員長　　今のは答弁をちょっと保留にさせていただいて、他に質疑はありませんか。

○東委員　　じゃあ同じ公害の関係でもう1個、簡単な話です。同じような質問ですけど、主要施策の成果報告書104ページに、ここも環境公害対策事業ということで、公害発生源となった事業所や市民が適切な対応策をとるようになるということで、ここでも同じように環境課で取り組んでいただいています、公害対策に対応してもらっておるわけでありまして、事業実績を見ていただくと、平成26年度に市に寄せられた公害及び苦情の件数は357件、これは年度別に出ていますので、この表が平成22年度から実績値が出されています。357件というのは一番下の下段ですよ。現地調査を実施し、法令等に基づき指導等を行い公害の防止に努めたというふうに書いていただいております。

基本的には、この中には典型7公害というのはそう多くありません。水質汚濁が2件、今のことに関係する可能性が高いんですけど、騒音が1件だけとかありまして、簡易な苦情というのはたくさんあるわけですよ。屋外燃焼行為とか雑草の繁茂、これはよくある話でありますけど、この中にその他というのがあるわけですが、基本的にはこういう形の7公害の対応としては、簡易な苦情に対してもでありますけど、これはここに苦情が寄せられた数の統計数字でありますけど、これに対して対処をした件数とか、どういう対処をしたかというのはこの表には出てこないんですけど、本当はこういうデータを出していただく場合は、その対応結果、対応状況はどうだったとか、そういう表にもしていただけるといいなと思うんですけど、逆に言えば、これに対してどうだったかというのをまず先に聞きたいんですけどね。

○環境課長　　屋外燃焼行為等は、その都度、現場のほうで対応させていただいて対処させていただいております。雑草等の苦情に関しましては、発生している土地の方に手紙等を送らせていただいております。おおむね8割から9割程度の方に対処していただいております。

○東委員　　おおむねやっつけていただいておりますということですのでよろしくお願ひしたいと思いますけど、典型7公害にも、少ないんですけど、水質汚濁2件とか

騒音1件とかありますよね。合計3件だけですからそう多くないんですけど、基本的にはこういうものに対しても対処していただいて解決をされたかどうかというのわかりますか。

○環境課長 典型7公害に関しましては、全て対処させていただいて解決したということになっております。

○東委員 あと、前段に課長さんが言っていた簡易な苦情のほうは、できればそういう形で、雑草の繁茂については手紙を出したりだとか対処しておるといふ具体的な流れがわかりましたので、本当はその結果も、どういうふうに解決されたかと結果ね、こういう指示を出して、終わりましたら終わりましたというのがちゃんとあるよと。先ほど大体8割ぐらい終わっておるんじゃないかというお答えでしたけど、その辺のところはデータがあるのであれば、今後、資料としては、こういう苦情を受けて解決した数がこんだけと。本来は施策評価ですから結果についてもぜひ提出していただけるとありがたいなという気がしますので、これは要望だけです、この件に関してはね。

○河合委員 屋外燃焼とか雑草の繁茂で警告書というか、お願いの文を出すじゃないですか。前に、色を変えたらどうだと。何回も出すところはイエローカードとかレッドカードとか、そういうことはやってみえますか。

○環境課長 雑草の繁茂に関しましてイエローの紙、レッドの紙のほうを発行させていただいております。

○東委員 決算書の251ページの下段のほうですけど、浄化槽設置整備事業ということで、一番最後の段に19節の負担金、補助及び交付金があって、浄化槽設置整備事業補助金が約1,200万円という結果が出ていまして、主要施策の成果報告書107ページにこの事業内容が出ています。

この中で、これは目的は御承知のように、浄化槽の転換に補助することによって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を促進できるということで補助金を出していますが、現在、もともとこれはここにありますように人槽で、5人槽で10基、6から7人槽で9基とか、8から10人槽で3基ということで合計約1,200万円ということなんですけど、当初予算は2,700万円ほど組んでおるわけでありまして、予算ではね。実際には半分ぐらいしか実績と

してはなかったわけですが、これは住民の皆さんの意欲もあるものですから単純じゃないんですけど、今回、予算をこっだけ見込んだんですけど、この数字、44%で終わったわけですが、その辺の内容についてどういう分析をしてみえるかをちょっとお聞きしたいんです。

○環境課長　　今回、平成26年度予算といたしましては、浄化槽を50基見込みをさせていただきました。こちらのほうですが、前年度、平成25年度の実績のほうが32件ございまして、そちらの伸び率のほうから推定させていただいて50基を計上させていただきました。しかしながら、平成25年度の実績のほうですけど、消費税が5%から8%に上がる際の駆け込み需要もあったと思われまして。その結果、平成26年度の転換のほうは少し伸びが悪く、22基でとまったものというふうに考えております。

○東委員　　平成25年度中にという意味ですかね、駆け込み需要というのは。平成26年度から上がる前にたくさんつけられたから、新年度、平成26年度はそうなかったんですよという分析ということではないんですかね。

○環境課長　　はい、そのように考えております。

○東委員　　これは、ここにもありますように、生活排水による公共水域の水質汚濁防止を効果的にやりましょうということをやっているわけでありまして、それで、これはそれぞれの個人の方たちのそういう対応が結果にあらわれてくるわけですが、江南市としても、これは合併浄化槽に転換をしていただくための補助金でありますけど、いわゆる江南市全域を考えた場合にはその生活排水をどうするかというのが大きな課題になるわけですから、これは下水道の計画とも絡んでくるわけですが、107ページの主要施策の成果報告書の今後の方向性のところに、ここにも今私が触れたように、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を効果的に実施するためには下水道の整備計画と一体に考えていく必要があるということで、対応方策としては、生活排水処理基本計画の見直しを実施するというふうに書いていただいております。これは平成26年度の主要施策に基づいてこういう対応策をとることになります。現実に生活排水処理基本計画の見直しは今のどのような状況になっておるかはわかりますか。

○環境課長　　現在、生活排水処理基本計画の見直しを進めておりまして、今

回の委員協議会のほうでまた御報告させていただきますけれども、10月からパブリックコメントのほうを予定させていただいております。

○東委員　　あともう1点ですけど、決算書の253ページで、これはここに出てきません。出てきませんと言っただけなんですけど、253ページ、本来であれば、この中段から下のほうになるわけですが、ここにずうっと愛北広域事務組合への負担金だとか江南丹羽環境管理組合の負担金があるんですが、本来その下に第1小ブロック会議準備室への負担金がかつてはありますけど、今回、ことしも記載されていないということはゼロということでもありますけど、第1小ブロック会議ね、ここに出てこないでしょう、もうないから。執行してないものだからここに出てこないんですけど、予算にはあったので何で消えたんだと聞いて聞くわけだけど、それで、執行されてないわけではありますが、その考え方ですよ、第1小ブロック会議準備室に対する考え方をどのように整理されておるかということではありますが、たしか五、六百万円だったと思うんです、記憶ではね、予算では。負担金ですのでね、準備室への。それをどう考えていくかということで、どう結果を見たかということでもありますけど、それは今のごみ処理施設の計画との関係になるわけでもありますけどね。

それで、ゼロで来たのがこれで5年ぐらいになるわけでもありますけど、ずうっと来ておるわけですから、それに対する考え方をちゃんと整理しておくべきではないかと思うんですけど、新年度もまた組まれておりますけどね、平成27年度も。その辺のところをどう考えてみえるかだけをちょっと確認しておきたい。

○生活産業部長　　第1小ブロック会議、毎年、毎回お話ししておりますように、一日も早くお地元の御理解をいただいて進めたいという気持ちがございますので、当然、同意がいただければ速やかにいろんな事務がございますのでその予算を計上させていただくんですが、残念ながら平成26年度につきましてもそういった御理解がまだいただけていないということで今回執行はしていないわけですけども、そういう意気込みといいますか、意向でやっていくということでございますので今年度も予算化させていただいておりますが、結果として平成26年度はこういう形になったということでございますの

で、そういった気持ちは変わっておりませんので、現在もいろいろ報告させていただいておりますけれども、一日も早い御理解をいただいて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○東委員 本来、役割を担っていただけたところだと思うんですけどね、そういう機関がね。本当はそれが実行に移せるように、全体をぜひまたよく検討していただいて、実施に移せるようお願いしたいところですね。

○委員長 先ほど東委員から質疑がありました水質調査に対する答弁が保留になっていましたので。

○環境課長 大変失礼しました。先ほどの水質基準の関係でございますけれども、調査時期自体が非かんがい期ということで、どうしても水量が少ないときになり、家庭からの雑排水による影響が大きいかと思っております。そのため、家庭からの排水についての環境基準が保たれるよう啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 3 時 13 分 休 憩

午後 3 時 27 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課への質疑もないようでありますので、続いて広域ごみ処理施設建設対策室について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 広域ごみ処理施設建設対策室の決算につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の252ページの下段をお願いいたします。4款2項2目広域ごみ処理施設建設対策費で、255ページの上段まででございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○東委員 主要施策の成果報告書で報告がされていまして、108ページに今回の、地域対策事業という名目でありますけど、事業名は。ここで平成26年度に取り組みされた内容があるわけでありまして、ちょっと数字だけの確認でございますけど、この中で講演会が開催されたというような結果報告があ

りまして、平成26年10月と平成27年2月に講演が行われています。参加人数があるわけですが、もともと対象人数というのは何人だったんでしょうかね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 世帯数で申し上げますと、小淵区が249軒、南山名が872軒、山那区が377軒でございます。

○東委員 そうすると、世帯数としては1,500世帯ぐらいのところを対象にして今回の講演会を開いていただいたわけでありましたが、もともとはこの約1,500世帯を目標に扶桑町の3地区の方を対象にして開いていただいたわけでありまして、ここにもあるように、極力理解を深めてもらうという趣旨で開いていただいたわけでありまして、数的には残念ながら43人、人数的には。例えばこの43人というのは、テーマが違うので43の方が同じ人かもわからないし、違う人が出てくるかもわからないわけですが、その辺のところは人数的な絶対人数なのかというのはわかるんですか。例えば両方出る人もおるよということもあると合計なら86人ですけど、実質何人かというのはわかるのか。わからなければいいんですけどね。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 講演会の後にアンケートを実施しておきまして、どこどこ地区というのを丸を打つようになっていますが、名前の記入はございませんので、重複は不明です。

○東委員 約1,500近い世帯を対象にして理解を得ていくためにこういう講演会をやっていただいておりますけど、実際にはどうなんでしょうね、せっかくの講演会になかなか、今までもやってみえるわけだもんですからね、いろんな説明会なり、そういう理解を深めるということで行きますとね。実際には、今回の平成26年度だけに関して言いますと2回やっていただいたこの講演で、こちらが目的とした理解を深めていただきたいということについてはどういう評価をしてみえるか、ちょっと確認したいと思うんですけど。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 アンケートを講演会を実施した後にとっておりますが、その内容を見ますと、よくなったと、イメージが。講演会に参加して「よくなった」という人が36%、「変わらない」という方が50%なので、行ったことによってイメージがよくなったということなので、やった成果はあるかなと。ただ、これは第1回のとときにとったデータですので、第

2回ではこういった内容は把握しておりません。

○東委員　　今の数字は10月のやつという意味ね。10月のときの講演会の後のアンケートがそういう結果だったということね。評価としては理解がよくなっておるのではないかという、参加していただいた人の中ではね。延べ人数でいけば86の方が参加していただいておりますことから見ると、その辺のところはどういうふうに評価するんでしょうね。約1,500世帯があつて、参加していただいたのは86人で、そのうちのアンケート結果でいけば36%がよくなったという印象を持っていただいた、残念ながら50%はそう変わらないんじゃないかという意見でということになるんですけど、その辺については、統計的な見方というのはよくわからんのですけど、これぐらいの方を対象にして、これが全域の意向にどのように反映するかというのがあるわけでありまして、いわゆる抽出アンケートという方式ではありませんから、単に全世帯を対象にして講演会にお誘いして聞いていただいたというやり方だもんだから、この数字だけでどう判断するかというのは難しいような気もするんですけど、その辺で一定の考え方として整理をされて、せっかく講演会をやっていただいた結果についてですね。アンケート結果はそういう結果だけど、当局側として、そういう結果に基づいてどう見ているかというのはどうでしょうか。

○広域ごみ処理施設建設対策室長　　アンケートでは丸をつける以外にも自由な意見を書く欄がありまして、いただいた意見については全てをチラシにまとめて各戸配布しております。

また、先日、山名3郷の区長と打ち合わせをしていろいろな最近の区の状況を聞いてまいりましたけれども、南山名区、山那区についてはアンケートで賛同及び条件つき賛同が多数という結果が出ておりまして、区の中の雰囲気も余り最近は無関心だけでも、アンケートの結果を重視するというふうに区長さんは言ってみえました。ただ、小淵区が反対なので、山名3郷でどうかと言われると、その辺は慎重に対応していきたいというお答えをいただいております。

小淵区につきましては、区会で反対という意見が強いという状況で、区の中の状況についても賛成という方は少ないというふうに聞いております。

○東委員 扶桑町で隣接区域で地元というエリアをこの3つの地区だといって、そういう考え方を持って取り組んでいただいておりますけど、その辺のところ、現状、現時点の段階では小淵区が今のところはなかなか状況が変わっていないということですよね、現状はね。

この間、本会議で、それを打開していくためには本当に誠意を持って、理解を深めるために会う機会をふやしていただいて極力話し合いをしていきたいというのが、大体そういうスタンスで臨んでいきたいというふうにはなっておるわけですけど、現状その辺のところ、今、江南市側として最大限そこに集中したいということで、我々はそう受けとめておるわけですが、ただ、これは相手があることだもんですから、その辺で一定の判断をする必要があるかなという気もするんですけどね。

こちら側の姿勢として、積極的に粘り強く誠意を持って取り組んでいきたいという思いがあるわけですが、その姿勢はこちらは一貫して変わらないわけだけど、なかなか相手側がそれを残念ながら受けとめていただけないような、皆さんの話を聞いておる限りはね、そこにまだなかなか踏み込めていないような気がするわけですけど、その辺のところはどうなのでしょうね。一定方向を変えるとか、別のまた考え方でこの処理施設について検討しようだとか、本来なら第1小ブロック会議の首長さんの中でやるべきことなんでしょうけど、ただ、たまたま今までの経緯があって、江南市がその責任を持ってというふうの方針を持って取り組んでいただいておりますけど、現実にこれで丸2年たって3年目に入ったわけですが、その辺のところ、そういう姿勢だけで本当に先へ進めるのだろうかというのを我々は危惧するところなんですけど、その辺のところは現時点では、この間、本会議で答えていただいている答弁からの余り変化はないんでしょうかね。

○生活産業部長 本会議でも御答弁させていただきましたけれども、特にことし市長さんもかわられたということもあって、それが一つの契機で状況が変わるかということも実は考えていたんですけど、そういったことでお地元へ入って直接お話をしていこうと。そういう姿勢でこれまでやってきたわけなんですけど、なかなか特に小淵区については、本会議でも御答弁させていただいたように、そういうことはお断りというような返事もいただい

るんですけど、先ほどあった講演会も、アンケートの結果ではあんな形になっていますが、お地元の方とお話ししている中では、特に安全性ですね、そういったことを中心に講演をしてきた中で、安全性についてはおおむね理解したというような声も聞いております。

ですので、そちらのほうについての御意見というのは最近あんまり強くおっしゃらなくなりましたけれども、前にもありましたように、候補地選定のプロセスの話だとか、そういうことはおっしゃってみえるんですけど、そういう中で、一方で私どもの既存施設がもう既に30年を超えているということがあって、いろんな施設を見に行っても、やはり25年ぐらいで更新を考えていくというのがどうも多いんですけど、そういった中で、私どもは30年を超えた施設を抱えている中で、そういうこともやはり御理解をいただく中で、2市2町全体で考えていかないかということ、今後、もともと江南市に候補地を持ってきたときに江南市が責任を持ってということで、今、広域ごみ処理施設建設対策室もあるわけなんですけど、やはりこれはそうではなくて、2市2町全体の問題としてやっぱり今後は取り組んでいかないといけない状況にもなってきているもんですから、一度、2市2町のほうにもそういった状況をお話ししながら御相談をして、第1小ブロック会議として今後対応していかないかということもまた御相談していきたいというのは御答弁させていただいたとおりでございますけど、今はそういったことで考えております。

- 東委員　基本的には、多分、首長さんの間の中で一定の相談をした上でしかなかなか決められないことだろうなという気はするんですけどね。ただし、第1小ブロック会議の中には事務局長の会議がある、部長さんたちのそういう機会があるというふうに聞いていますから、当然そういう中でもそういう話を具体的にしてもらって、さらには首長さんの間で今の事態を打開していく方向を、本当にどういう道をとるのかということがある程度私はもう、それこそ首長さんが基本的には最初から考えれば全てがかわられましたからね、この第1小ブロック会議ができてからを見ると。全員が、そんなことはない、扶桑町は残ってみえる。だから、あとの3人はかわられたわけですから、そういう点では、今までの経緯でいろんなことがお互いにあったわけですけ

ど、それはそれでまた置いたままで、別の新しい発想のもとでは私は相談ができるような機会が持てるんでないかという気がするんですけど、その辺のところはまだしかし、そういうところまでの踏み込んだ首長さんたちの話し合いができるようなところまではまだ来ていないんでしょうかね。

○生活産業部長　当然それは江南市だけで決めれる話ではございませんので、今までの流れからいきますと、やはり今の中般若町北浦地内の候補地をお地元の御理解をいただいて進めていこうということでのまだ考え方が継続していますので、今お話があったような話は、今の状況を見て、また第1小ブロック会議の中でいろんな視点で協議していくことになると思うんですけど、現段階ではまだそういったことは協議はなされていないというのが現状です。

○東委員　ただ、話をもとへ戻すと、現実には対策室が、このまま継続すると、対策室として地元同意ということが課せられていますからね。当然予算を組んで執行しておるわけだもんですから、本当にそれが可能なのかということから見た場合でも、私は早い決断をしないと、それこそ今部長さんがおっしゃったように、既存の施設が本当に両方ともそうも安定的に維持できるかどうかというのはわかりませんからね。そういう点から見ると、やっぱりそういう判断は早くどこかのところでは、もういい機会だという気はいたしますけどね。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑はないようでありますので、続いて都市整備部まちづくり課について審査をいたします。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長　それでは、まちづくり課が所管しております平成26年度一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページ上段でございます。12款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄にございますまちづくり課分でございます。

その下でございます。最下段の12款1項5目3節都市計画使用料は、66ペ

ージ、67ページ上段まででございまして、備考欄のまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして70ページ、71ページ上段でございます。12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして74ページ、75ページの中段でございます。13款4項3目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして78ページ、79ページ中段にございます14款2項5目3節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして80ページ、81ページ下段の同じく14款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

その下、同じく14款4項4目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページをはねていただきまして82ページ、83ページ中段でございます。15款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄のまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして84ページ、85ページ中段の17款2項1目1節基金繰入金は、備考欄のまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして88ページ、89ページ下段の19款5項2目11節雑入は、備考欄にございますまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして92ページ、93ページ下段の20款1項4目3節都市計画債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

224ページ、225ページでございます。中段でございます。3款2項3目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして284ページ、285ページでございます。中段の8款4項1目市街地整備費は、292ページ、293ページの中段まででございます。

その下にございます中段の8款4項2目公園緑地費は、296ページ、297ページ下段まででございます。

以上で一般会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○東委員　簡単なことでちょっとお聞きしたいんですけど、歳入のほうで71ページの上段ですけど、屋外広告物許可手数料、これはいわゆる道路などに広告看板が出るわけでありまして、これは決算数字でありますけど、実際この屋外広告物許可手数料の考え方ですけど、一つの考え方からいって、対象物になるもの、対象物件が本来もともと何件あって、江南市内を見渡した場合、今回のこの屋外広告物許可手数料で計上されておるものが、市内の部分で、本来なら許可を申請していただく必要なものが何件あって、それに対して実際どうだというのはわかりますか。

○まちづくり課長　ちょっと今取りに行っておりますので、後ほど答弁させていただきます。

○東委員　そうしたら、それはそれで保留ということで、ちょっと話は外れますけど、これはよくわからなかったこと、どう対処するのかということだけど、主要施策の成果報告書226ページですけど、江南通北線の工事の関係です。図面が出ておるもんで見やすいんですけどね。これを見ておると、これは市役所からずうっと北へ上っていく道で、ちょうど一宮犬山線か、県道と交差をしてから北ですね、左の千丸南というところがね。そこから北へさらに上って行って古知野町千丸の農協のほうへ行く道の楽田線のところまでの区画なんでありまして、この図面に出てくる、何カ所か街路工事が行われているんですけど、この点々が工事だけど、少しずつへこんでおるじゃないですか。へこんでおると言っちは変ですけど、飛び出しておるんか、逆に。飛び出しておると言ったほうが正解か。道路から見ると飛び出しておる。

それで課題として、取得できなかった土地以外は工事が完了したという経過が出ていまして、この辺が相手のあることですから本当に難しいなという気がするんですけど、実際の見方としては、この絵の見方ね。例えばこの絵でいくと左下というか、用地取得として黒く塗ってあって、物件補償というのが描いてあるじゃないですか。そのすぐ上は道路へ飛び出て、これは全く空白だから未取得地ということかな。さらにその右へ行くと、これもちょっと道路へ出っ張っておるので、これも未取得地ということではないですかね。

それで、この平成26年度に関して言うと、最初にお聞きした用地取得の部分とこれは物件補償も終わりましたよというふうに見ていいわけですね。だ

から、この分は道路には出っ張らずに、きちんと真っすぐな線で道路ができたよと見ておけばいいと。残念ながらあとのこの2カ所、それとあと角っこですね、古知野町千丸の角も、ここにはローソンがあるわけですけど、よくよく見るとここも道路側に少し出っ張っておる。ただ、ローソンで駐車場になっていますから余り見分けはつかないんですけどね、はた目にはね。現況は駐車場になっておるから、こういうふうに見えない。整備されたら見えちゃうんですけど、この3カ所がいわゆる未取得地ということで、1つは同じ地権者なのかということと、なかなか理解を得られない事情は何かということころなんですけど、その辺をちょっとお聞きしたい。

○まちづくり課長 東委員が言われるように、当初予算では物件補償が4件、用地取得については4筆の77.28平方メートルを予算要求をお願いいたしました。それで226ページでございますけれども、そのうち一番上の用地取得27.33平方メートル、1筆と書いてございますが、この用地取得については御協力をいただけて土地を取得することができました。それに関連して、その下のちょっと斜めでぎざぎざになっておる線ですけども、ここも物件補償1件が完了したと。

残る道路にへこんだ3カ所ですけども、ここについては土地所有者と物件の持ち主とは違っております。土地所有者も、それぞれ3名の方がお持ちになっております。3名とも別々です。身内ではありますけれども、親族ではあります、別々です。物件についても、それぞれ別々です。

そういう中で、今回、土地所有者の方の状況ですけども、お1人は江南市内にお住まいで、お2人は、子供さんなんですけれども、神奈川県と東京都にお見えです。一番中心となってこの用地交渉、物件補償についてお話をしているのは、お母様とお話をしておるんですけども、その家族の中では長女の方に任せてあるんだぞということで、長女の方といろいろやりとり、この方は神奈川県にお見えになる方ですけども、そこと交渉をしておりますけれども、回数的にはかなりの回数お話しに行って用地買収、物件補償は別の方ですので、用地の取得についてお願いをしてきたところなんですけれども、なかなか御理解がいただけなかったという状況の中で、物件補償については、土地が買えん状態で物件だけ補償するというわけにはいきませんの

で、物件補償、建物等工作物をお持ちになっておる方が協力いただけんということではなくて、今回は土地所有者の方が御理解いただけずに話が進まなかったもんですから、物件の所有者である、建物、工作物、アスファルト等々ありますけれども、そういう方の契約はいただいていないというようなことでございます。

○東委員　大変な努力をしていただいておりますところだと思っておりますけど、それは図面だけ見ておると何が協力を得られないのかよくわからないんですけど、一般的には買収するわけですから一定の価格提示をされてこんだけの面積分をとというふうになるわけですが、結局、こんなことを言うてはいかんですけど、金額的に不満があつてだとか、一切その土地は売りたいということなのかというところがあるわけだけど。

○まちづくり課長　実際のやりとりの中で、直接のお話をしたりお手紙だったりを含めてですけれども、全部で24回ほど交渉させていただいております。その中で、直接お話を聞く中で、まず1つは行政への不信、あと土地売買価格への不満もお持ちだというような中で契約まで至らなかったという状況でございます。

○委員長　暫時休憩します。

午後4時00分　休　憩

午後4時05分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　先ほど東委員から屋外広告物の件に関する質疑がありまして、その答弁を当局からお願いいたします。

○まちづくり課長　答弁が遅くなりました申しわけございません。

平成26年度の屋外広告物の許可件数の実績について少しお話をさせていただきます。屋外広告物にはいろんな種類がございますので、種類別で説明をさせていただきます。

まず初めに広告板でございます。広告板につきましては、電飾設備のあるもの、ないものによって違ってございまして、電飾設備のあるものが64件、な

いものについては111件。次に広告塔でございます。これも同じく電飾設備のあるもの、ないものに分かれてますが、電飾設備のあるものが2件、ないものが1件。次にアーチでございます。アーチにつきましても電飾設備のあるもの、ないものがございまして、アーチにつきましても両方ともゼロ件でございます。次に屋上広告板、建物の上の屋上の広告板でございますが、これにつきましても電飾設備のあるものが11件、ないものが2件。屋上広告塔です。屋上広告塔につきましても電飾設備のあるものが9件、ないものが5件。壁面広告でございます。壁面広告につきましても電飾設備のあるものが43件、ないものが18件。そのほかに突き出しの広告が4件、あと電柱・街路柱の広告が1件、以上271件でございます。

- 東委員　これを聞いた理由は、全体がどうなのという全体的話をしたんですけど、ただ、これは許可手数料だもんですから、相手側の申請があって許可しますよという、看板をかけた人がね。というふうに流れがあるわけだけど、じゃあ屋外で、例えば今のように突き出しておる部分があったりだとか、4件とかいう話でしたけど、道路に乗っかっておる部分に対して占用料が発生すると思うんですけど、実際には271件トータルという話なんですけど、基本的には市内の道路、市道の部分。県道は別ですか、基本的には関係ないね。

基本的には江南市が責任を持って対応するというところで、その場合に、許可制だもんで、どこに境目を置くかよくわからないんだけど、例えば皆さんのところに271件の申請が出ておると。現実にはこの分は出ていないよというのがわかったときがあるとするれば、それに対する指導とか、それによってどう解決されてきたかとか、逆に言えば、調査をしていなければわからないんだけど、市内に本来これに該当するものはもともと幾らあるかというのはわかるんでしょうか。

- まちづくり課長　屋外広告物の許可ですけれども、先ほど申し上げた種類と面積によっても違いますし、あと期間、1年と3年の許可期間がございます。まちづくり課のほうで既存の広告物、広告塔等については書類がございますので、許可期間1年がたったものについては、相手方に更新がされていない場合は督促をします。督促して更新許可手続をやっていただいております。

す。そのほかに新設物がございますので、新設物については申請があるものについてやっておりますし、あとパトロール等も、課の職員ですけれども、あとそういった通報みたいなものもございまして現地のほうも確認をさせていただいておりますので、そういうことで管理はさせていただいておりますということですね。

○東委員　大変なんですけど、本来なら対象になるものが把握されておるかどうかというのを今お聞きしたんですけど、今は申請が出て許可をしておるのが271件なんだけど、市内の大変広いところでそういうものが実際あちこちにあるわけだし、時々、突然道路上に看板がぼんと置かれたりすることがあるわけでありまして、そういう場合に行政側として、これは大変なことだと思っておりますけど、その対象になるこういう許可を本来なら出してもらわなくてはならないというものを把握しておる数がわかるかどうかということなんですけど、把握できておるかどうかというのはあるんだよね。許可を出しておる分はこだけある、でも本来ならもっとありますよというのがわかるかどうかということなんですけど、その辺まではなかなか難しいということかね。どこどこにあるよと言ってもらわん限りはわからんという感じかね。

○まちづくり課長　屋外広告物で、いろんなケースがあるんですけども、建て売り分譲ができましたよという赤いカラーコーンで道路とか歩道のところにとんとんとと休みの前に置かれて、そういう苦情をいただくこともあります。実際にはまちづくり課の屋外広告物の担当の職員がそういう通報等があった場合には現地へ行って、屋外広告物に該当するかどうかの確認をして、当然、届け出が出ていなければそこにシールを張って、いついつまでに撤去してください、撤去しない場合はうちのほうで撤去しますよということで、そういうシールを張らせていただいております。

どうしてそういうことをやるかといいますと、屋外広告物は基本的に最低で5日以上、いろんな基準があるんですけども、5日以上継続してその広告物を置くという行為になったときに屋外広告物の適用がされるんですよ。先ほど申し上げた、例えば金曜日に土・日を狙ってカラーコーンに広告を出す行為が、5日たつと屋外広告物になって許可の話が出てくるんですけど、5日未満の場合は厳密に言うとそういう指導対象にならんところがございま

して、さりとて通行の支障になったり景観の支障になったりするケースですので、そういう指導をさせていただいておる中で、そういうシールを張って警告をして指導させていただいておるような状況があるんですね。

新築物については、例えば大きいものであれば確認申請が必要になってくるようなものもございますので、そういう場合は持ち回り等で当然出てきますし、ですので、じゃあ一つ一つ全て市内にある広告物を全部毎日のようにチェックしておるかというチェックはされておりませんが、先ほど申し上げた中で屋外広告物の管理については把握をしているものだというふうには理解していますけども。

○尾関（昭）委員　公園緑地費の歳出で花いっぱい運動ってあるんですけども、こちらって参加団体があって、その団体に対して、295ページですね、何か現物を支給したりということなんですかね。

○まちづくり課長　花いっぱい運動の実施箇所数についてお話をさせていただけばよろしいでしょうかね。花いっぱい運動、平成26年度でございますけれども、34カ所で花いっぱい運動をやってございます。

花いっぱい運動は、先ほど申し上げたように、花の苗をお地元のほうへまちづくり課のほうで手配をしまして、肥料とか、あと苗の場合はプランターとか、あと土、腐葉土ですね、そういうものを用意して、お地元のほうで植栽、管理、水やりですね、草の管理とかをやっていただいて、道路を通ってみえる方が花を見て心とんでいただくというような事業でございます。

○尾関（昭）委員　なぜ苗を配るかがちょっとわからなくて、種を配ればコストが10分の1ぐらいに落ちますよね、変な話。種から育てれば、要するに植物に対する愛着とかも大事なんでしょう、この運動って、きっと。きれいに飾ることが目的なのか、育てる人の意識も大事なのか。どっちもだと僕は思っておって、そのときに苗を配って置いておけばいいという程度のことだと、そこまで市が助けないかんのかという話になりかねんかなと。やっぱり一生懸命育てて見てもらうことってすごい大事だなと思って、結果的に種からだったらコストも落ちるしという、カットする必要はないんですけど、やることは絶対やらないかんですけど、何か違和感があるんですよ。苗ということだと、あと咲かせてぱっとやって終わりですよと。毎年、苗を配るんで

すよね。そこから種をとって来年もう一回その種から育てようとか、そういう意識はこの事業自体には存在しないんですかね。

○まちづくり課長　　今言われたようなことで、ことしの花からとった種を使って来年度に花を咲かせていただければ、それはそれでいいことだと思いますので、そういうことをやらないのかということではなくて、まちづくり課の花いっぱい運動は、その花を咲かせて、地域のいわゆる道路の片隅であったり、公民館の庭先であったり、そういうところで、そこに立ち寄っていただいた方々がその花を見て心とんでいただいたりするという事業でございますので、種からやっていただくことを否定する話ではないですけれども、まちづくり課が今花いっぱい運動でお地元のほうにお渡ししておるのは、花の苗をお渡しして、それを植栽していただいて、水やりだとか草の管理をしていただいて、花を立派に咲かせていただいて皆様に見ていただくという事業でございますので、種からやることを否定することではないですので、お地元の各団体が種からやるわと言っていただければ、それはそれでいいことかなと思っております。

○尾関（昭）委員　　基本的には団体とか個人の方の自主性がメインで、方法は、今のところは苗を希望されているから苗をお渡ししているという感じですよ。わかりました。

○東委員　　主要施策の成果報告書229ページの部分の鉄道高架の関係の事業ですけど、1つは、この実施内容の事業実績のところ大体の事業内容が記載されておるわけでありまして、よくわからなかったのは、この工事という中に、ちょっと不勉強で申しわけないんですけど、雨水貯留施設流出入管改修工事というのがあるわけで、右側に全体の図面があるわけですよ、我々がもらっておるやつはね。右側に図面があって、これは尾北高校ですね、尾北高校の横のところ、側道の部分に雨水貯留施設流出入管改修工事とあるわけですけど、雨水貯留施設へ流出入という言い方ですけど、ここの雨水貯留施設というのは何を指すんですかね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　この工事は、鉄道高架化工事に伴いまして、もともと鉄道を横断している管がありまして、それは雨水が流れている管なんですけれども、それが支障となりますので移動しなき

ゃいけないと。南側へ移動したんですけれども、それに伴いましてそこへ流れ込む管を改修しなきゃいけないものですから、こういった名前をつけております。

○東委員　これは図面に描いておる位置がその位置ですよ、ここへ入れかえたという。全体の流れを言ってもらえばいいんですけど、概要として。全体はどういうふうにもともと管があって、どこの先へつながるやつが入れかえないとだめだよというふうに説明していただけるとありがたいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　布袋中学校に雨水貯留施設がありますので、その水がこの道路を介して鉄道を東から西へ横断して、それがまたちょっと斜めに走っております小郷用水へ流れ込むというのが従前でした。今回変わるのは、鉄道の横断する部分が変わりますので、そこにつながる部分を、いわゆるこの側道の部分ですね、市道の東側、いわゆる尾北高校の西側、ここも改修しなきゃいけないということになりますので、その工事をやったということになります。

○東委員　区間としてこれだけをやれば、基本的にはこれでもうつながっておるということでもいいんですか、管としては。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　はい、そのとおりです。

○東委員　あともう1つ、このページの、これは鉄道高架全体の事業費で、課題のところに記載がある件なんですけど、高架構造物の基礎部分の施工のために、想定よりも地下水の湧水量が多くて、そのための対策で時間をかけて若干計画した工事工程がおくれたとなっておるんですけど、本来こういうのは大規模な路線の工事ですから、それなりの事前のボーリング調査といたしまじょうか、その多分前提のもとに大体工事が行われるような気がするんですね。大きな基礎工事が必要な工事ですからね。その辺で、事前の調査との関係でこれが一体どうだったのかということになるんですけど、鉄道高架の場合は6区間に分けて分担して工事業者があるわけですけど、これは布袋駅に近い部分だったと思うんですけど、布袋小学校から東西へ来る道路の、この絵でいくと布袋小学校が真ん中の左辺にあるんですけど、これの北側の道で横断していくわけだけど、これよりもうちょっと北のほうの布袋駅に近いところでという前には報告があったんですけど、実際にはこういう工事を

やる場合、当然基礎の工事をやるわけですから、地中に対する影響があるわけだから当然事前の調査があるんですけど、その辺のところでは、もともとその調査との関係でいくと、把握し切れなかった部分があったということなんでしょうかね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　ボーリング調査はもちろんやっております、そのデータも加味して設計をしておりますが、やっぱり現場で対応できなかったということでございます。

○東委員　一般的に、それはもちろん掘ってみないとわからないというのがあるのかわかりませんが、そうするとこれは、もともと調査はやっていたけど想定外ということがその理由ということになるんでしょうかね、実態はね。だから、やってみたものの想定以上の湧水量があったということで、工期的には、それによって工事が予定よりは少しおくれたということでありまして、どれぐらいの期間おくれたんですか、予定よりは。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　実際には湧水の対策については薬液注入工法という工法を最終的にとったんですけれども、どうしてこうなるだとか、その後、いわゆる地質調査だとか、その方法について検討して、また薬液注入をやると。約1年弱、1年程度のおくれがありますけれども、現在このおくれを取り戻すためにまた工事を再開しておりますので、どれだけ今後おくれるかというのは、まだそこまでは精査できておりません。

○東委員　実際は以外と長い、1年間ちょっと予定よりおくれたという話ですけど、もちろんそれを取り戻すということで今やっておるわけですけど、実際には債務負担行為の延長で平成31年度で区切りましたよね。どうしてもいろんな原因で、これだけじゃなくて、これまでもいろいろおくれの原因があっておくれてきて、結局、平成31年度まで延ばしたわけですけど、今それに対しての影響といいたいでしょうか、債務負担行為を延長したけど、今回、湧水で約1年間、対策で時間をとってしまったということで、今それを取り戻すためにということですけど、現状的には平成31年度の期間については今のお話だと具体的にはまだめどが立たないという、目安がわからないという言い方でしたけど、その辺のところはまたひよっとしたら、1年間おくれたけど、なかなかそれを取り戻すのは大変な気がするんですけど、その平成31年度

という区切りについての最終的に結論、どういうふうになるかというのは現時点ではわかるんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 現時点で詳しい工程はわかりませんが、今、平成28年度に名古屋方面の切りかえを予定しておりますので、平成28年度末ですね、これが現実そこまでに間に合えば当初よりそれほど差がないかなと思っておりますけれども、まだ今の時点では何とも言えない状況です。

○東委員 もともと我々への公表が、一つの目安は名古屋行き切りかえが平成28年度中という話があったわけですが、エスカレーターの関係もそれと関係があったわけですがね。平成28年度中に本線切りかえできるということ自体がまだ今のところ不透明なのか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 鉄道事業者につきましては、いわゆるそれを目標に進めておりますので。

○東委員 確実とはなかなか言い切れんというところがある、現時点では。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようでありますので、続いて土木課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課の所管について御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の64ページ、65ページをお願いいたします。下段の12款1項5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料は、主に道路占用料でございます。同じく2節河川使用料は、河川占用料でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。最下段の12款2項5目土木手数料、1節土木管理手数料のうち土木課分といたしまして、証明手数料でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。下段の13款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。上段の13款4項3目土木費交付

金、2節道路橋りょう費交付金、3節河川費交付金は、社会資本整備総合交付金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。中段の14款2項5目土木費県補助金、2節道路橋りょう費補助金は、土木事業費補助金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。中段の14款3項6目土木費委託金、1節道路橋りょう費委託金は、用地取得業務委託金でございます。同じく2節河川費委託金は、青木川調節池などの操作委託金でございます。

少し飛んでいただきまして89ページをお願いいたします。19款5項2目雑入、11節雑入のうち土木課分といたしまして、備考欄の最下段のコピー等実費徴収金でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。中段の20款1項4目土木債、1節道路橋りょう債は、道路改良事業債などがございます。同じく2節河川債は、雨水貯留施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の272ページ、273ページをお願いいたします。272ページ、273ページ上段から274ページ、275ページ上段まで、8款1項1目道路管理費でございます。

276ページ、277ページをお願いいたします。276ページ、277ページ中段から280ページ、281ページ中段まで、8款2項1目道路橋りょう費でございます。

同じく280ページ、281ページ中段から284ページ、285ページ上段まで、8款3項1目河川費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○尾関（昭）委員　成果報告書の248ページで、雨水抑制事業ですけれども、透水性舗装への補助がゼロになっているんですけれども、どういう仕様じゃないと補助がいただけないだとか、その概要といたしますか、教えていただけますか。

- 土木課長 仕様ということでございますが、構造でよろしいですかね。私どものほうが透水性舗装としてお願いしておりますのは、まず砂の5センチメートル、20センチメートルの路盤、透水性アスファルトが5センチメートル、以上のような構造でお願いしております。
- 尾関（昭）委員 透水性アスファルトのみの補助ということでしょうか。
- 土木課長 透水性アスファルトをやっていた方には、それに対して補助を出させていただくということでございます。のみというのは、ほかにも対象となる施設は、こちらにも上げてありますような施設が対象となりますが。
- 尾関（昭）委員 インターロッキングとか、結局、しみ込みやすい路盤っていろいろ種類があるんですけども。
- 土木課長 インターロッキング等、透水性の機能を持つものに対しては補助を出させていただいております。
- 尾関（昭）委員 ざっくりですけども、一番透水性舗装で狙えるところというのは住宅の宅地の駐車場とかだと想定しておるんですけども、このあたりで市内の、市内外でもいいんですけども、外構をやる業者さんにそういうリーフレットみたいなのをお配りして、補助金が出ますのでやってもらえませんかという声かけ、呼びかけというのはされていますか。
- 土木課長 この補助制度につきましてはホームページ等でPRをさせていただいておりますが、今委員がおっしゃられるような、特定の外構業者さんに対して、このような透水性舗装に対してインターロッキング等も補助になるとかというようなことのお話までは、正直まだ説明までは至っていないような状況でございます。
- 尾関（昭）委員 住宅の外構工事ですと、一般的に業者さんの提案をうのみにするオーナーさんがメインなんです。そうすると土間コンで仕上げるとか、ましてや個人住宅で住宅の駐車場にアスファルトを敷くということはまずあり得なんです。そういうことを考えると、結局は補助金制度を知らない可能性があって、その辺をPRするのを業者さんに振るのも手かなと思っていて、ホームページとか、あと建築確認をおろしたときに附属させてPRの書類を送ったりというのものもあるのかもしれないですけど、一番ダイレ

クト感があるのは市内の施工業者さんかなと思ったんで、その辺のPRも加味すると、もう少し、結果的に補助金を出すことが目的ではないですので、もちろん雨水抑制が目的ですので、それを一般の市民の人たちにも自分ごとに考えていただいたほうがいいかなと。自分のうちは関係なくてあふれておるって言うんですけど、実は自分のところの駐車場を浸透にすればちょっとは道路の冠水が減っていく可能性もあるわけなんで、その辺は、ちょっとくそ真面目なんですけど、訴えたほうがいいかなというふうに思ったりいたします。

○土木課長　　今、委員御指摘のような、この補助制度に対しましては、先ほど申しましたようにホームページや広報「こうなん」等でPR、また地元の区長様にも御協力をお願いいたしまして、区民の皆様方への周知に努めさせてはいただいております。また、窓口のほうでそのような建築相談、直接土木課のほうへなかなか建築についてというような御相談というのがないのでいかなのですけれども、当然、窓口の中でそのような駐車場の整備等の御相談があった場合には、補助制度の説明もさしあげることになるかと思えます。また今後につきましてもよりPRに努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○東委員　　今ちょうど話が出た治水の関係で、主要施策の成果報告書、次の左側のページが、例の北部中学校の施設をつくって、そのつなぐ管を平成26年度はやったという事業計画が出ておりまして、それ以外にも江南市は治水計画に基づいて計画を持っておって、決算書の281ページ、これがそれだったかどうか覚えはないんですけど、281ページの中段から下の河川費がありますよね。この中の一番最初の雨水貯留施設整備事業で、委託料で基本設計委託料と設計委託料というのがあるんですけど、ここの設計委託は基本設計も含めてですけど、これは平成26年度の計画図面をもらったときの例の古知野高校の基本設計がこれに該当するということですのでよろしいんですか。右は北部中学校のあれだけど、左の古知野高校のという、これがその項目でいいんですか。

○土木課長　　御指摘の設計委託料でございますが、上の基本設計委託料が今御指摘のとおり古知野高校の設計委託料でございますので、次の、ごめんなさ

い、「基本」が抜けておりまして、設計委託料というものは、山尻の貯留施設の寄附していただいたところの設計委託料でございます。

○東委員　基本設計ですので、これは前から議論がある話でして、基本設計で一応これで約646万円ということは、予算との関係でいくと大体予算どおりの執行でしたか。ほぼ予算の枠内、予算どおりですね。わかりました。

それで、基本設計までできておるということは、ここはもともと計画では約7,770立方メートルの貯留施設をつくらうということで、前から全体の治水計画の中で、非常に大規模なものがつくれそうだということで、期待の大きい場所でこれが計画を持たれたわけでありまして、現実には、この基本設計が600万円ほどかけてやられたわけですが、この600万円でやった基本設計というのは具体的にどういう内容になりましたか。

○土木課長　設計委託ということになりますと、基本的にまず周辺の地形や排水施設の状況等を把握する基礎調査を初めといたしまして、総合治水計画や流域水害対策計画を踏まえた上での計画諸元の検討、雨水貯留施設への集水区域及び集水方法の検討、流域からの流出量計算、貯留施設への雨水計画などの水利計画、また限られた敷地における施工方法の検討、維持管理方法の検討等を行うような委託になっております。

○東委員　それで、設計は終わったわけですから、例えばどのエリアからの流入を受けるだとか、前提は約7,700立方メートルの貯留槽を前提にするわけですね、古知野高校のどこかにと。それに、あるエリア、どのエリアからもここに入るよと。そういうのが全部設計の委託の中で、この辺のところを取り込めるとかいうような計画がされるという話でありますけど、それは基本的にはやはり約7,770立方メートルが前提でそういう設計ができたということではないんですかね。

○土木課長　あくまでもこの地区、古知野高校かいはの冠水被害を軽減させるためには、御指摘のような約7,770立方メートルの貯留施設をつくる必要があるというところまでは検討はなされております。

ただ、今現在、この高校側のほうと協議を進めさせていただいておるわけなんですけれども、当初、私どもの思いといたしましては、高校のグラウンド内に貯留施設を建設するというのが計画でございました。一般的に今まで

も公共施設、小・中学校につきましてはグラウンド内に設置をさせていただいております。今回の古知野高校の計画におきましても、グラウンド内での建設をとということでお話を持って上がりましたが、高校側のほうからは、やはり高校というのは義務教育と違いまして、学校運営を一番に考えなければならないということから、部活、体育の事業に支障を来すこととなりますグラウンドへの建設ということには、正直、同意はまだ得られておりません。というか、やはりだめだということで、グラウンド内での建設はだめという御返事をいただきました。

それで、グラウンドはだめなんですけれども、やはり高校側も雨水に対する施設の重要性ということ、やはり必要であるということは十分お考えになっておられまして、高校側のほうからこの場所であるならばというお許しをいただいたエリアは御提示いただきました。そのエリアについて、今でき得る工法を検討いたしまして進めておるような状況でございますが、何分にもそのエリアというのが限られたエリアでございます、その計画容量を確保しようといたしますと掘削深さが物すごく深くなってしまいうような、要するに狭いわけなんです。狭いが上に深く掘らないとその容量が確保できないというようなエリアしか許可がいただけておらんものですから、その深さでは今の技術を幾ら駆使しても無理があるという結論に今至っております。そのエリアでは、その計画容量が確保できないというような状況になっております。

ただ、やはり今、古知野高校かいわいの浸水被害を軽減するためには、ほかに公共用地というのもございませんで、この学校側に何とかお願いを申し上げて、建設のほうを進めさせていただきたいということで私どものほうは何度もお邪魔させていただいておるわけなんですけれども、ただ、限られた面積の中ではどうしても無理があるということの中で、今現在、次の段階ということで、使用の許可をいただいている箇所に隣接いたしまして、これはまだ例えの話なんですけれども、実は高校のプールがございまして、ただ、このプールというのが今はもう使われておりません。いろいろ故障しておるというようなことで使われておらんという中で、このプールの取り壊しということも学校側のほうからもどうだというようなお話をいただいております。

すわ。このプールを取り壊して、今お許しをいただいておりますエリアとそのプールのエリアを使って建設をしたらどうだというような御提案をいただきました。

ただ、県の施設でございますので、今度はまた教育委員会のほうからも、そういう施設をどうこうするということにはすぐ二つ返事で御了解をいただけるわけじゃないものですから、今はそのプールのエリアも含めた形で建設できないかどうかということを教育委員会並びに高校側のほうと検討・協議を進めておるような状況でございます、まだゴーをするまでには至っておらんというのが正直なところでございます。

○東委員　　今、具体的に大体おっしゃっていただいて、その2カ所案でいくと約7,700立方メートルを確保できるだけの面積になるんですか。

○土木課長　　先ほどの説明の続きになりますけれども、今お許しをいただいているエリアとプールのエリアも含めた形での一応成果品というのはでき上がっておりまして、プールのほうを取り壊してやっても、正直申します、満たないです、まだ。約7,770立方メートルまでには満たない状況ではございますが、ただ、その許されたエリアだけではとてもじゃないけども費用対効果というものが見込めませんので、できましたならば、約7,770立方メートルには追いつかないんですけれども、プールのエリアも含めた形での建設ということで何とか進められないかというようなことで、不足する分につきましては今具体的にどうこうはないんですけれども、不足する分についてはまたどこかでという、何の当てもないので申しわけないんですけれども、何か別の方法をというような形で進めていけたらなというような状況でございます。

○委員長　　土木課についての質疑はこれにて終結させていただきます。

本日の議題はまだ残っていますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、あす17日木曜日午前10時から委員会を開きますので、本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分　　散　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 官地友治